

なすからすやま 歯科保健行動計画

～わたしの^{けんこう}健口 みんなの幸せ～

平成 28 年 3 月

那須烏山市

はじめに

市民の皆様が健康で心豊かな生活を営むために“歯と口腔の健康づくり”は、重要な要素の一つとなっています。

本市では、これまで健康増進計画である「なすからすやま健康プラン」において、“歯と口腔の健康”を重点分野として位置づけ、歯科口腔保健対策を推進してきました。

しかし、医療費について那須烏山市国民健康保険の平成26年5月診療分では、「高血圧性疾患」に次いで「歯科に関する医療費」が上位となっていることや、小中学生は「歯が痛くなってから」歯科診療所に受診する者が多い、市民では40歳代から喪失歯が多い等の課題が明らかになりました。

また、むし歯と歯周疾患が認知症や糖尿病などの全身疾患の発症や悪化の誘引となることも明らかになってきており、これまで以上に“歯と口腔の健康づくり”を重点的に推進することが重要です。

このようなことから、本市では、「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」に基づき、「なすからすやま歯科保健行動計画」を策定いたしました。

この計画は、妊娠期から高齢期までの生涯にわたる“歯と口腔の健康づくり”を推進するため、年代別・分野別に課題と取り組みを整理し、それぞれの施策に数値目標を設定しました。

市民の皆様が“歯と口腔の健康づくり”を通じて、いつまでも心身共に健やかに暮らせることを願い、南那須歯科医師会等の関係機関や団体等と連携を深めながら、本計画の推進に努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、各実態調査にご協力いただきました市民の皆様、那須烏山市健康づくり推進協議会委員の皆様をはじめとする関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

平成28年3月

那須烏山市長 大谷 範雄

◇ 目 次 ◇

	ページ
第1章 計画の背景	1
1. 計画策定の背景と目的	
2. 計画の位置づけ	
3. 計画の期間	
第2章 現状と課題	3～14
1. 人 口	
2. 歯科保健に関する現状	
3. 歯科保健に関する課題	
第3章 基本理念と基本目標	15
1. 基本理念	
2. 基本目標	
第4章 各ライフステージの目標と施策	16～23
1. 妊娠期	16～17
2. 乳幼児期	18～19
3. 学童・思春期	20～21
4. 青壮年期（事業所含む）	22～23
5. 高齢期	24～25
6. 障がい児者・要介護者等	26～27
第5章 計画の推進体制と進行管理	28～29
1. 推進体制	
2. 進行管理	
3. 評価指標一覧	
参考資料	
1. 策定経過	30
2. 那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例	31～33
3. 生活習慣に関する実態調査等 ～概要～	34～39
4. 那須烏山市健康づくり協議会構成員	40
5. 用語解説	41

第1章 計画の背景

1. 計画策定の背景と目的

市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与するため、歯・口腔の健康づくりの推進に関する基本理念等を定めた「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」が、平成25年4月に制定されました。

本計画は、条例の基本理念に基づき、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」

(基本理念)

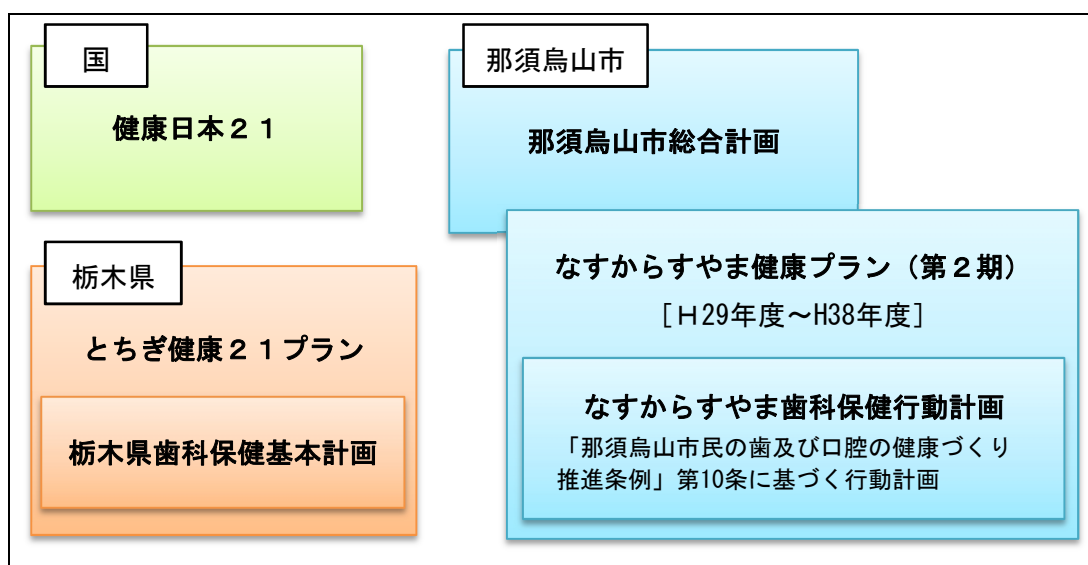
第3条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防、健康寿命の延伸等市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に重要な役割を果たすものであることに鑑み、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 全ての市民が生涯にわたり自ら歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 全ての市民がその発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」第10条に基づく歯・口腔の健康づくりの推進に関する行動計画です。「第8次那須烏山市総合計画」及び市民の健康づくりを推進する「なすからすやま健康プラン」や「栃木県民の歯と口腔の健康づくり推進条例」の規定と、それに基づく県の施策との整合性を図っています。

また、健康増進法に基づく「なすからすやま健康プラン（第2期）」の部門計画として位置づけ、歯と口腔の健康づくりを具体的に推進していきます。



3. 計画の期間

本計画は平成28年度を初年度とし、平成33年度までの6か年を計画期間とします。「なすからすやま健康プラン（第2期）」との整合性を図るため、平成33年度に一体的に評価を実施します。

	28年	29年	30年	31年	32年	33年
なすからすやま 歯科保健行動計画						
なすからすやま 健康プラン(第2期)						

評価

第2章 現状と課題

1. 人 口

那須烏山市の人口は、年々減少しています。合併当時3万人を越えていましたが、平成23年には3万人を割っています。

また年少人口（0～14歳）や高齢人口（65歳以上）の推移を見ると、急速に少子高齢化がすすんでいます。

表1 人口の推移

(単位：人)

	H17	H23	H24	H25	H26	H27
総人口	32,841	29,989	29,443	28,987	28,563	28,097
年少人口	3,855	3,296	3,154	3,075	3,002	2,916
生産年齢人口	20,873	18,460	17,950	17,359	16,774	16,232
高齢人口	8,113	8,233	8,339	8,553	8,787	8,949

注) 平成17年は国勢調査値。他は毎年10月の市民課調べの数値

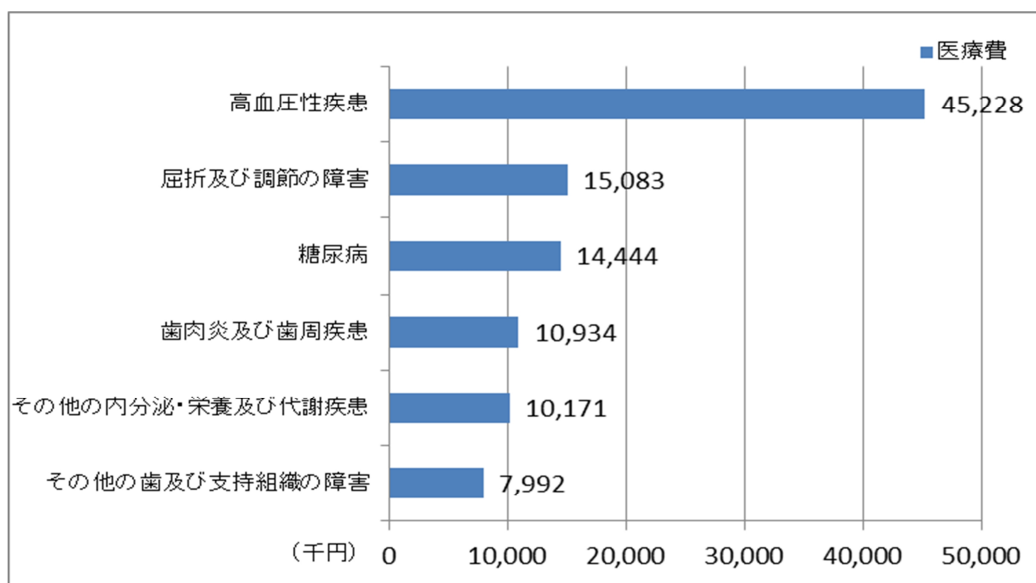
2. 歯科保健に関する現状

(1) 那須烏山市国民健康保険における医療費および受診件数

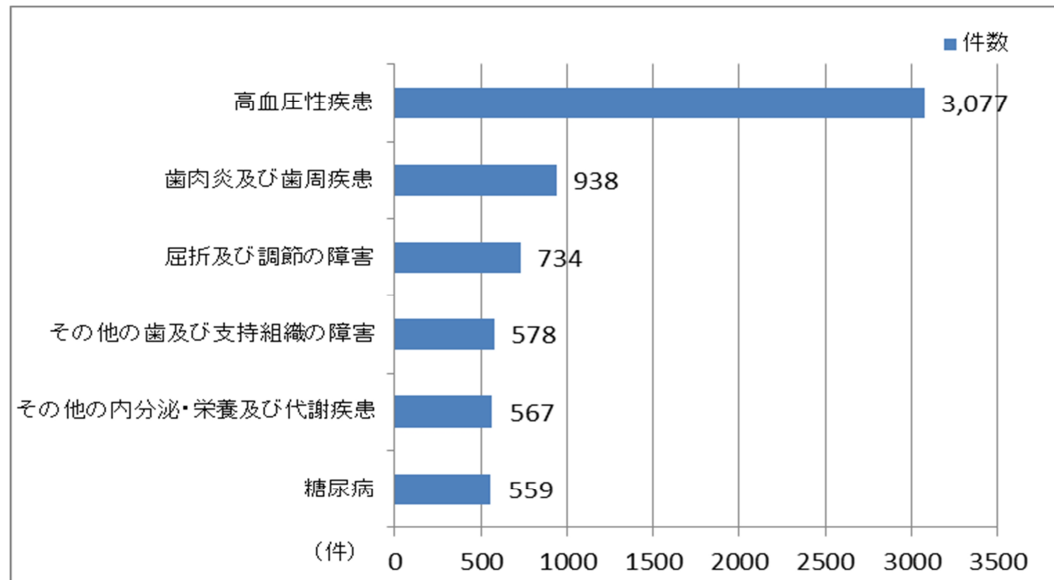
平成26年5月診療分の医療費は、圧倒的に「高血圧性疾患」が多い状況ですが、第4位に「歯肉炎及び歯周疾患」、第6位に「その他の歯及び支持組織の障害」と歯科に関する項目も上位になっています。

受診件数についても、「高血圧性疾患」が一番多く、次いで「歯肉炎及び歯周疾患」、第4位が「その他の歯及び支持組織の障害」と歯科に関する項目が上位になっています。

①医療費 (図1 「目で見える栃木県の医療費状況～平成26年度～」)



②受診件数 (図2 「目で見える栃木県の医療費状況～平成26年度～」)



(2) 各ライフステージにおける現状

本計画を策定するため、無作為抽出した18～79歳の市民1,300人を対象に「生活習慣に関する実態調査」を平成27年9月に実施しました。

また、市内全小学4年生・6年生、市内中学1年生・3年生、烏山高校1年生から3年生を対象に、各学校の協力のもと「生活習慣に関する実態調査」も同時期に実施しました。(以下「実態調査」)

これらの実態調査結果や統計資料等から那須烏山市の歯科保健に関する現状と課題を明らかにしました。

乳幼児期 (妊娠期を含む)	学童・思春期	青壮年期	高齢期
0～6歳	7～18歳	18～64歳	65歳以上

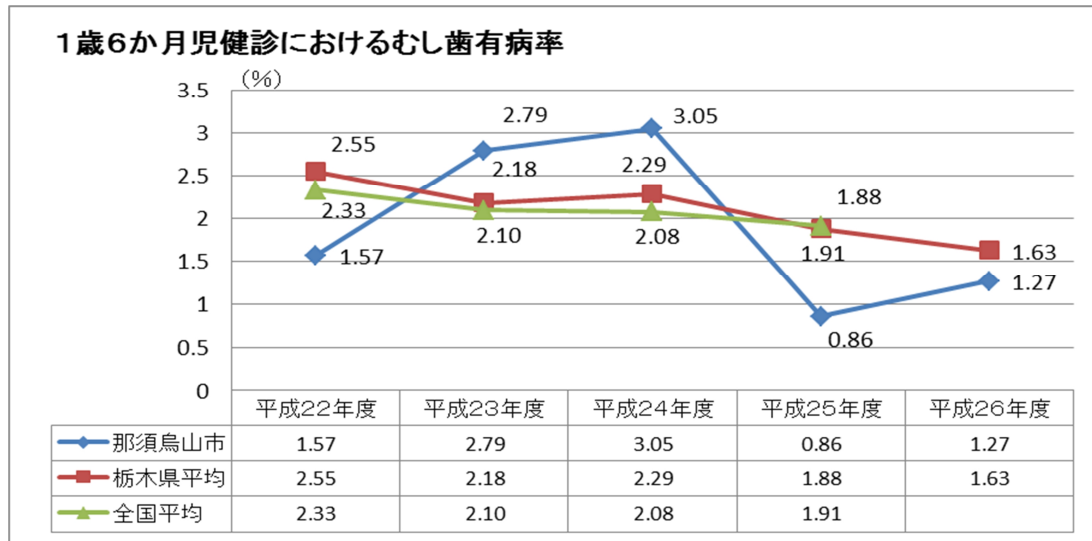
①乳幼児期（妊娠期を含む）

1歳6か月児健診におけるむし歯有病率は、平成25年度から県平均を下回っています。

3歳児健診のむし歯有病率は、平成25年度に県平均、全国平均より低くなりましたが、平成26年度は県平均より再び高くなっています。

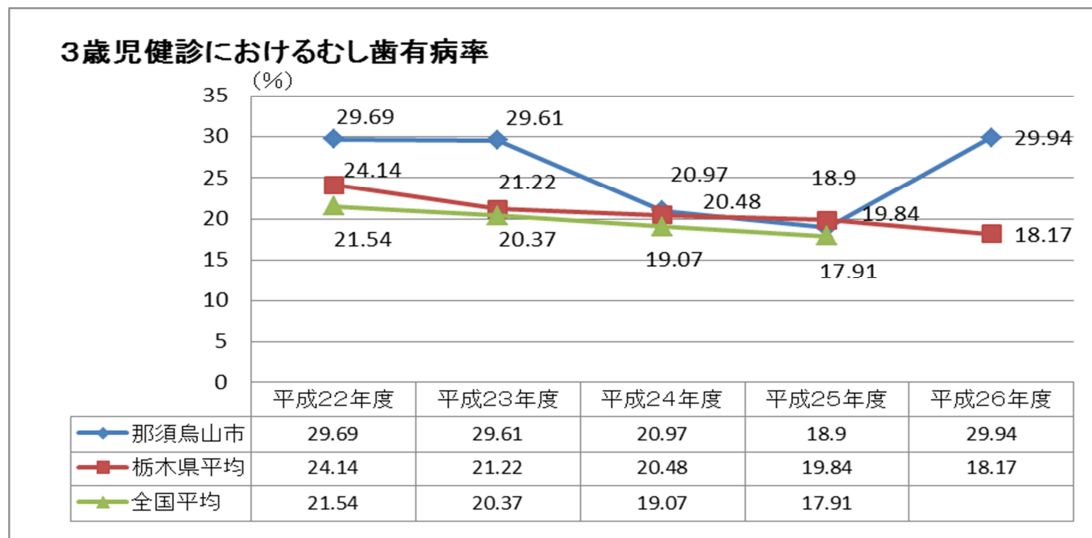
また、1歳6か月児健診時と3歳児健診時のむし歯有病率を比較すると3歳児健診までに急激に高くなっていることがわかります。

図3 「平成25年度栃木県の歯科保健」、「平成27年度版とちぎの母子保健」



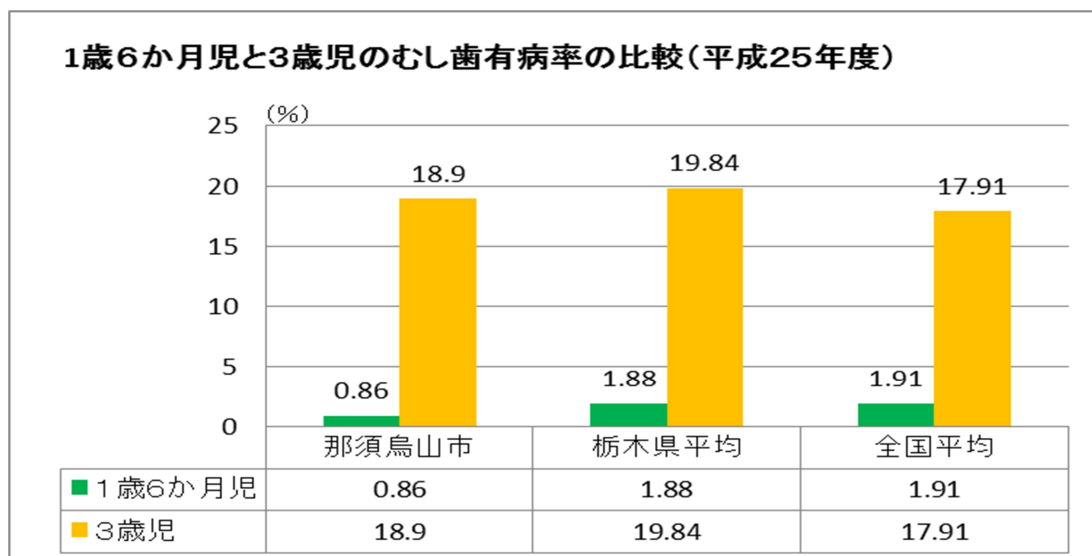
*平成26年度の全国平均は未公表

図4 「平成25年度栃木県の歯科保健」、「平成27年度版とちぎの母子保健」



*平成26年度の全国平均は未公表

図5 「平成25年度栃木県の歯科保健」



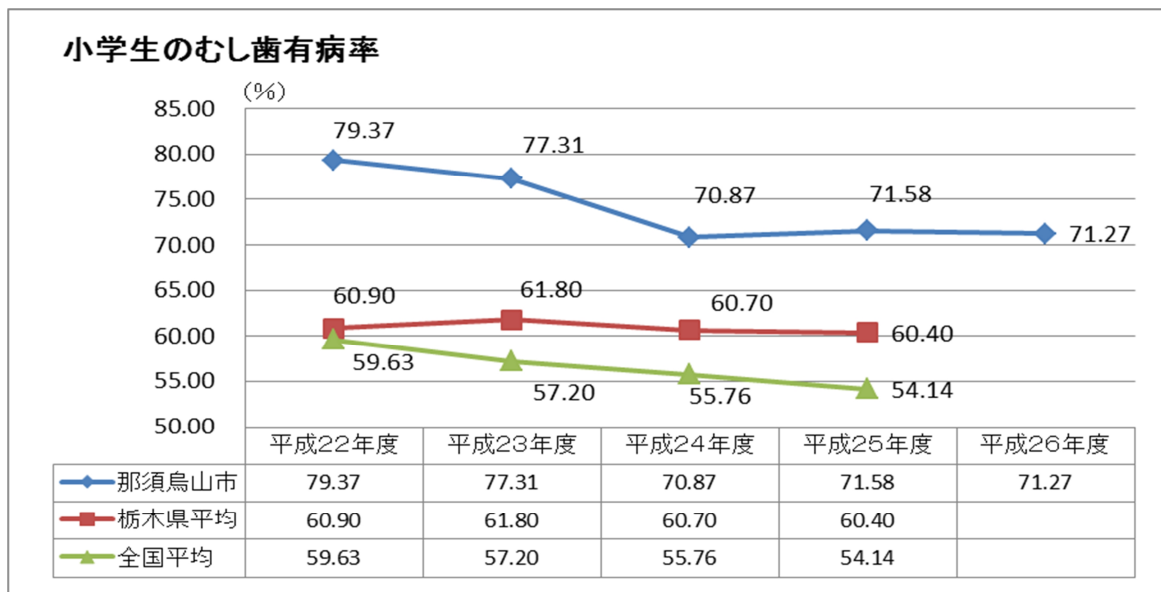
②学童・思春期

小学生、中学生ともにむし歯の有病率は県平均、全国平均を大きく上回っています。那須烏山市の12歳永久歯の1人あたり平均むし歯数は、県平均、全国平均と比較すると多い状況ですが、年々減少しています。

歯みがき回数については、小中学生の7割が「毎食後」みがくと回答していますが、高校生になると「毎食後」みがく割合は減少し、「日に2回」の割合が増加します。

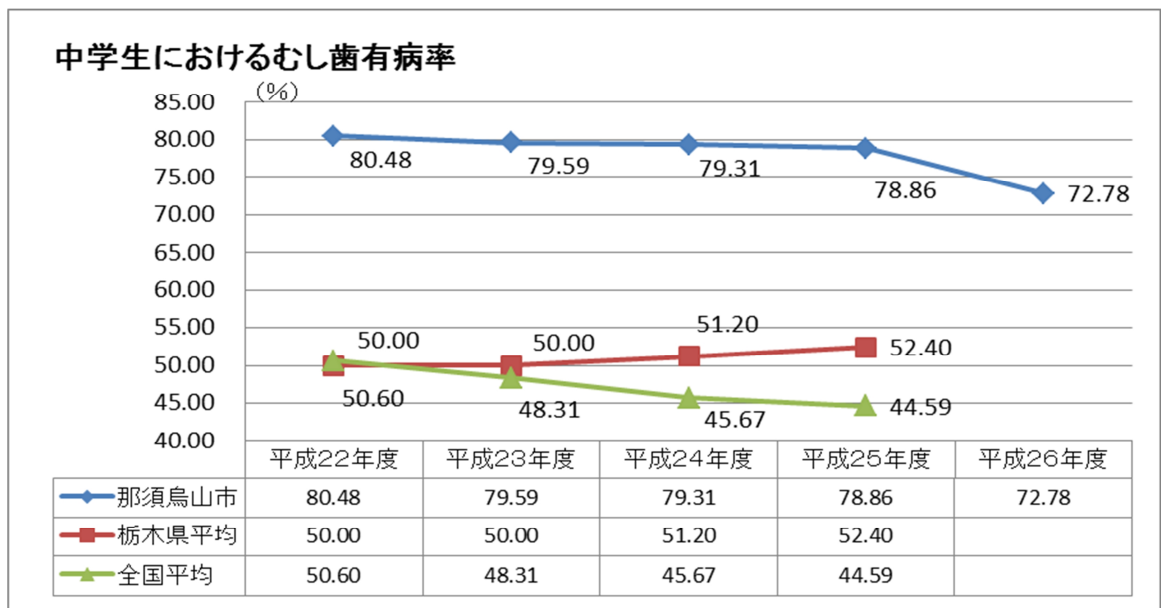
歯間清掃用具の使用状況は、小学生の3割が「デンタルフロス」を使用していますが、年代が上がるにつれ使用数は減少しています。

図7 「平成25年度栃木県の歯科保健」、「学校保健統計調査」



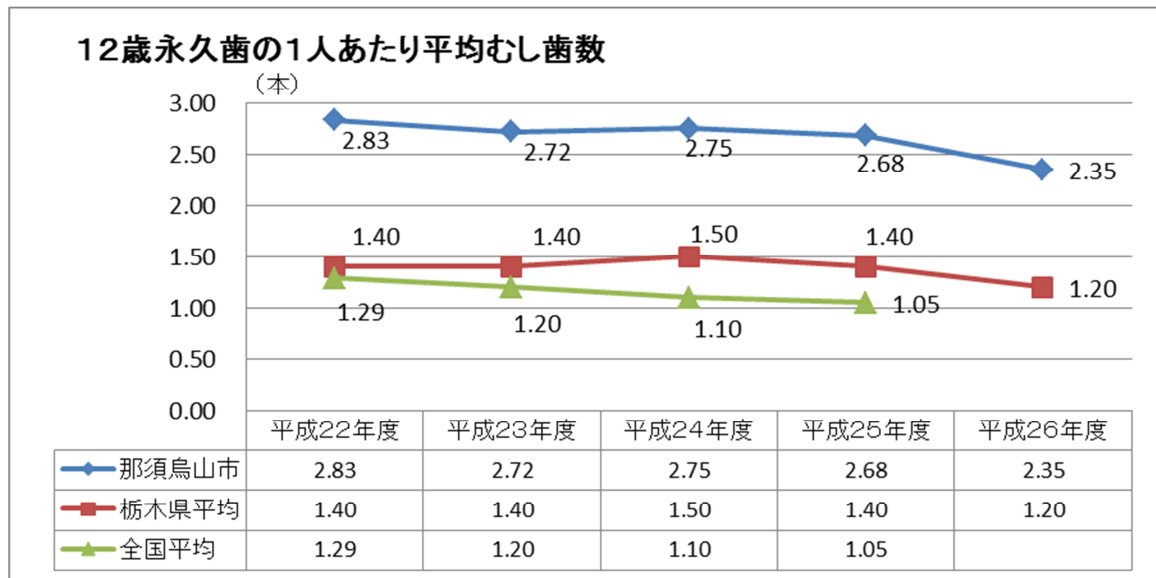
*平成26年度の県平均、全国平均は未公表

図8 「平成25年度栃木県の歯科保健」、「学校保健統計調査」



*平成26年度の県平均、全国平均は未公表

図9 「平成25年度栃木県の歯科保健」、「学校保健統計調査」



*平成26年度の全国平均は未公表

図10 「生活習慣に関する実態調査」

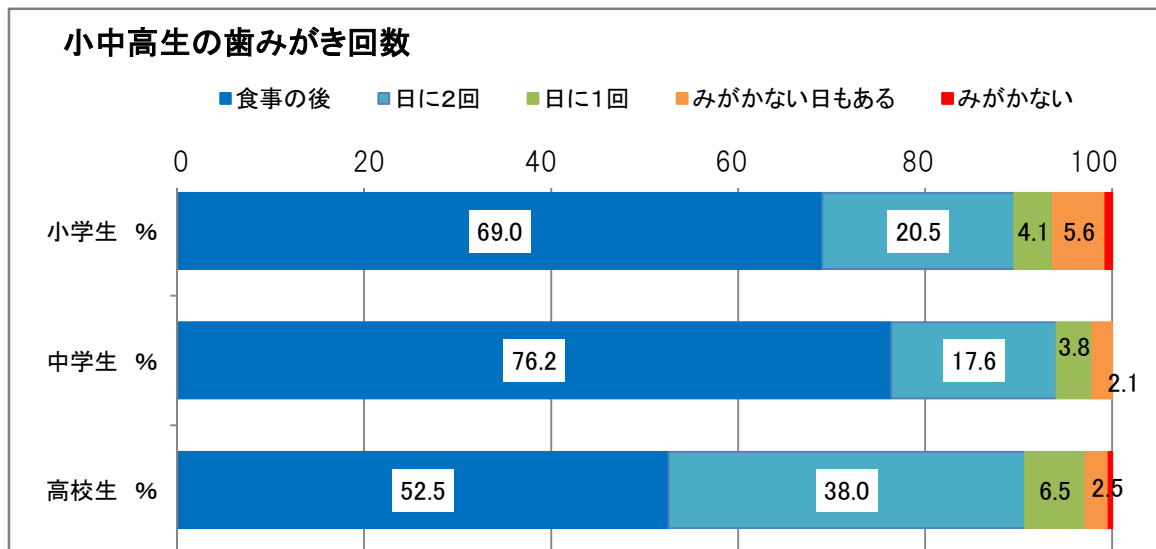
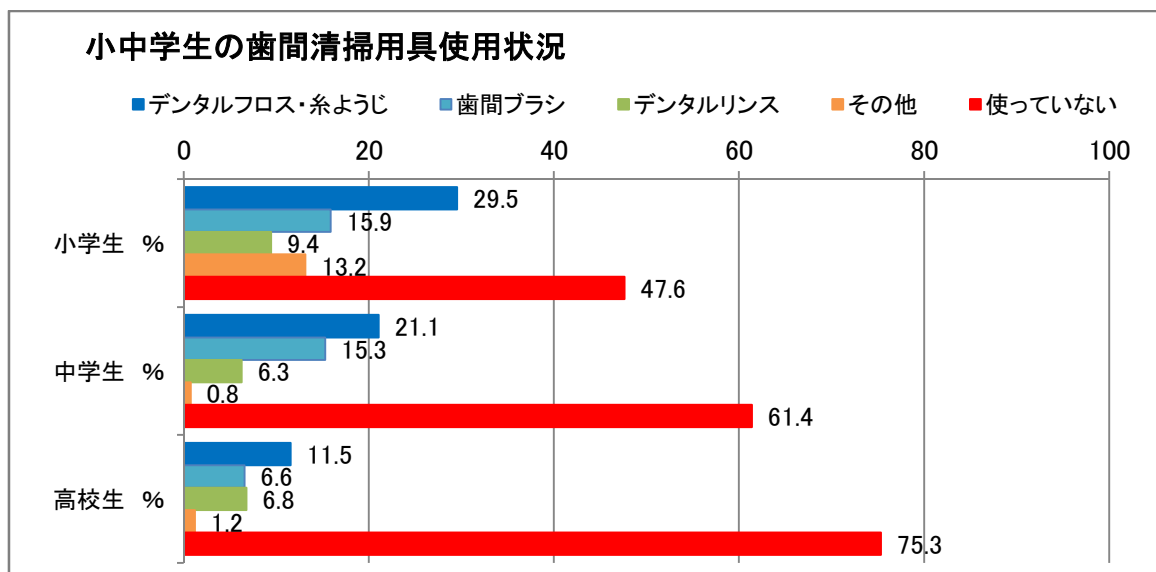


図11 「生活習慣に関する実態調査」



③青壮年期

市民を対象にした実態調査の結果から、男女ともに40歳代を境に歯を失う割合が高くなり、40歳代の24本保持率は6割程度になっています。

また、7割強の者がかかりつけ歯科医院があると回答していますが、定期的に歯科健診を受診している者は約3割です。

歯周疾患検診の受診者はかなり少ない状況です。

④高齢期

市民を対象とした実態調査の結果から、歯周病と診断されたことのある割合は3割で、50歳代、60歳代では4割です。

介護予防事業の基本チェックリストから、毎年15～16%に口腔機能低下が認められています。

図12 「生活習慣に関する実態調査」

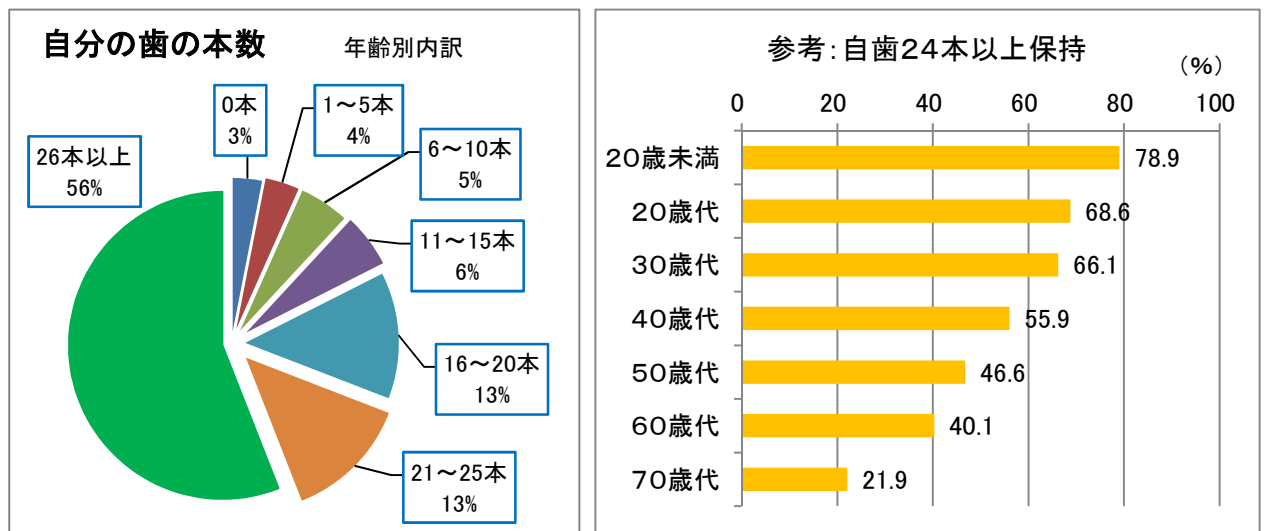


図13 「生活習慣に関する実態調査」

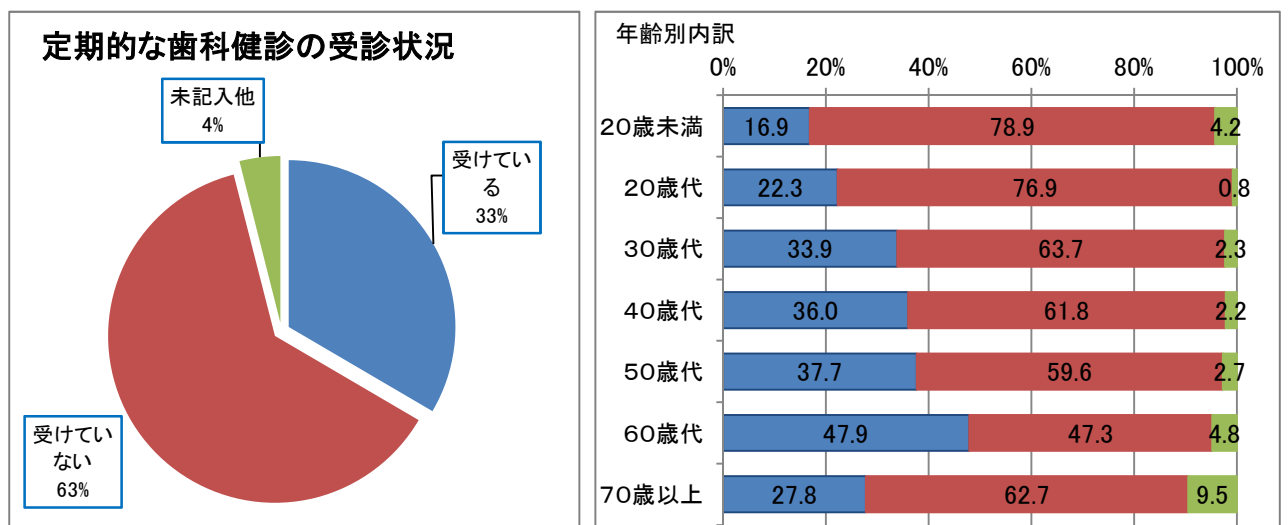


表2 歯周疾患検診

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歯周疾患検診対象者（人）	1,623	1,619		1,632	1,547	1,582
受診者（人）	14	26		17	19	27
受診率（％）	0.86	1.61		1.04	1.23	1.71

*平成23年度は、受診者が少ないため一時休止

* 歯周疾患検診

対象者：40、50、60、70歳に達した方

実施方法：市内協力歯科医院にて個別検診

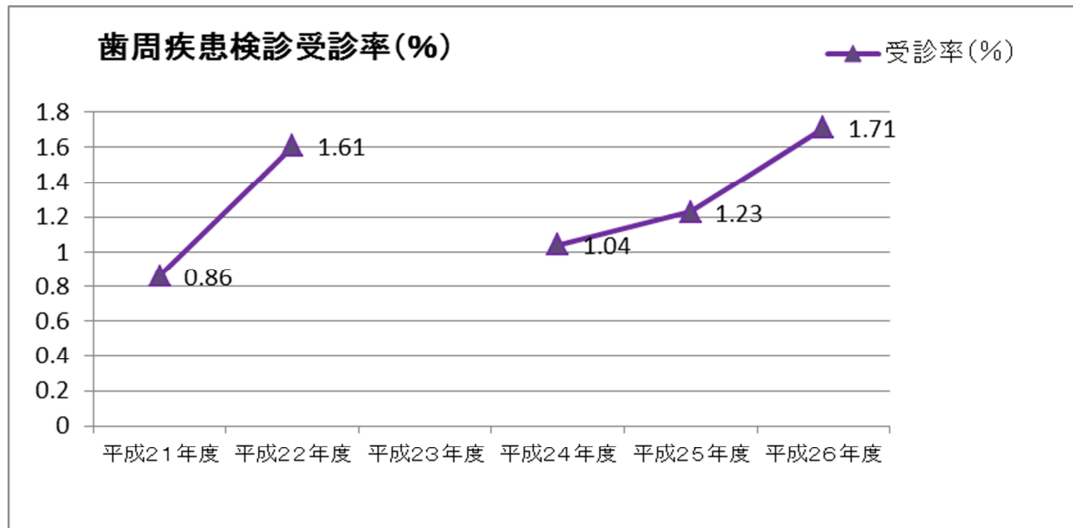


図14 「生活習慣に関する実態調査」

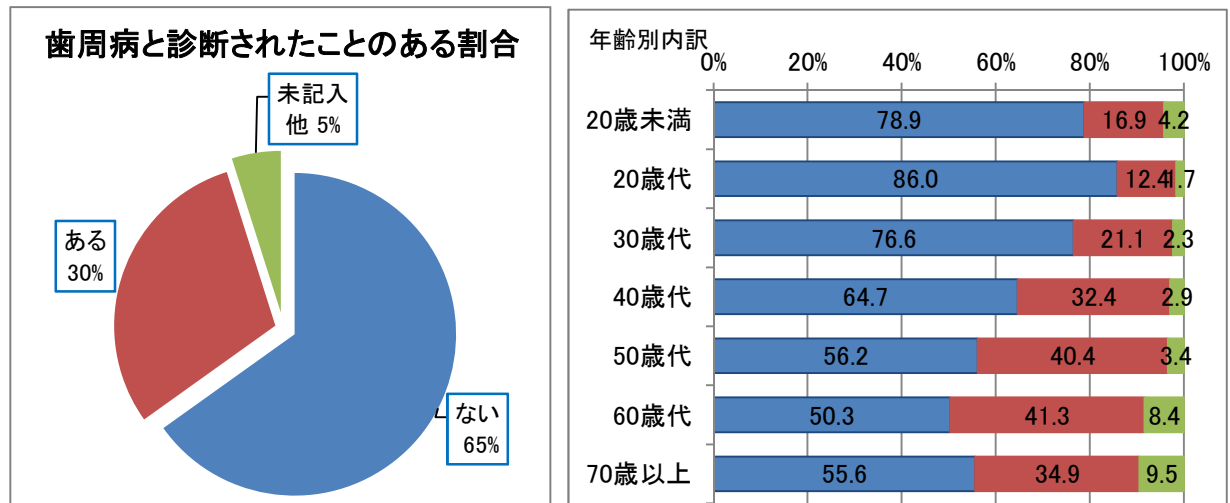


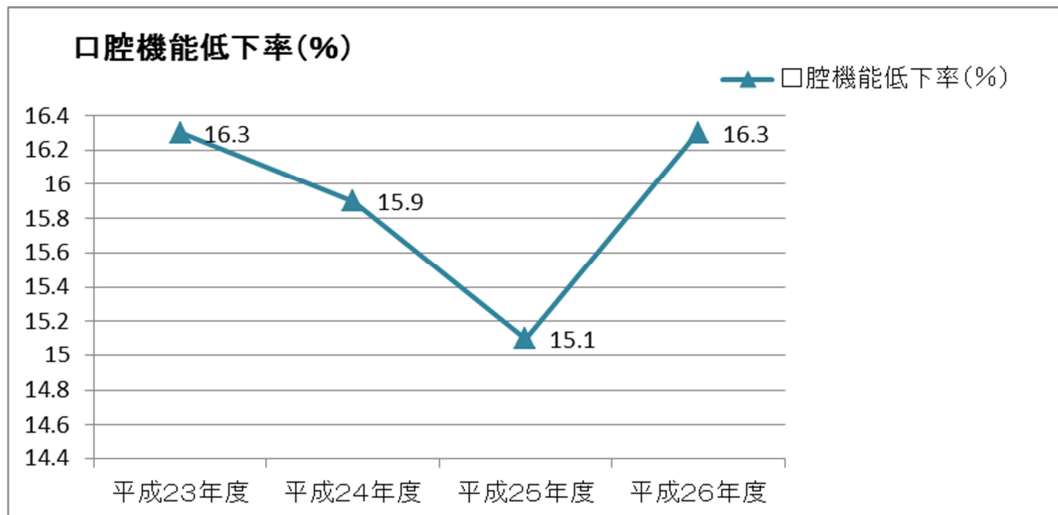
表3 基本チェックリスト

	H23	H24	H25	H26
チェックリスト回収者（人）	4,965	5,076	5,273	5,456
口腔機能低下者（人）	752	828	839	891
口腔機能低下率（％）	16.3	15.9	15.1	16.3

＊基本チェックリストは、平成22年度までは集団健診として実施し、平成23年度からは健診とは別に個別に実施。

＊基本チェックリストの口腔機能3項目のうち2項目以上該当した者を口腔機能低下者と区分します。

- ・半年前と比べて堅いものが食べにくくなりましたか
- ・お茶や汁物等でむせることがありますか
- ・口の渇きが気になりますか



(3) 障がい児者・要介護者等の現状について

障がい児者・要介護者への歯科に関する取り組みを把握するため、平成27年9月に市内福祉・高齢者施設（34か所）を対象として調査を実施しました。

利用者に対して口腔のケア（歯みがきや義歯の手入れ等）を実施している施設は、8割を超えています。口腔機能を高めるケアについては5割の施設が取り組みを行っています。歯科健診を実施している施設は約3割程度です。

また、施設の約4割が口腔のケアを行う上で困ったことがあると回答しています。

図15、図16 「福祉・高齢者施設における利用者の歯科保健取り組み状況調査」

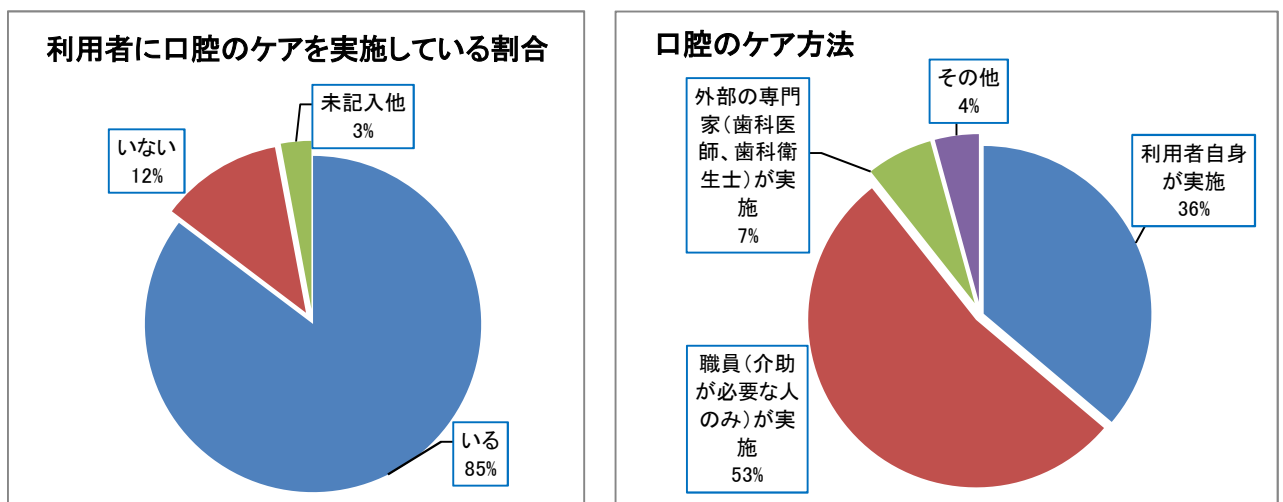
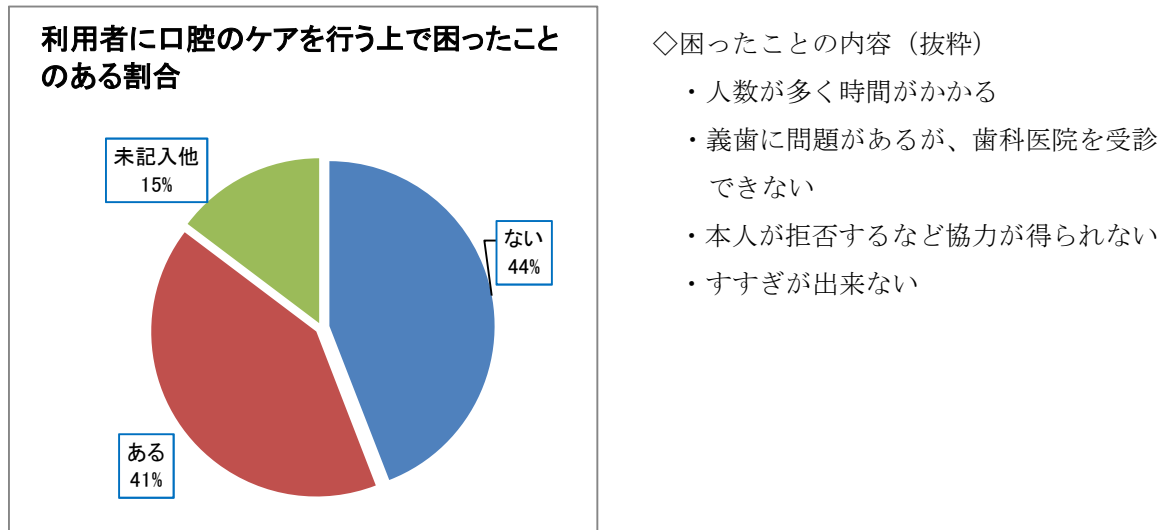


図17 「福祉・高齢者施設における利用者の歯科保健取り組み状況調査」



（４）事業所等と働く人の現状について

事業所等の歯科に関する取り組みを把握するため、市内事業所（１８か所）、保育・教育施設（１６か所）、福祉・高齢者施設（３４か所）に調査を実施しました。

歯科健診を実施している事業所等は、２か所のみでした。今後も実施の予定はないと８割強が回答しています。

歯科健診以外に「歯と口腔に関する取り組み」を実施している事業所等の割合は２割弱で、多くは「ポスター掲示」でした。

図18 「健康づくり取り組み状況調査」
（事業所用・福祉・高齢者施設用・保育・教育施設用）

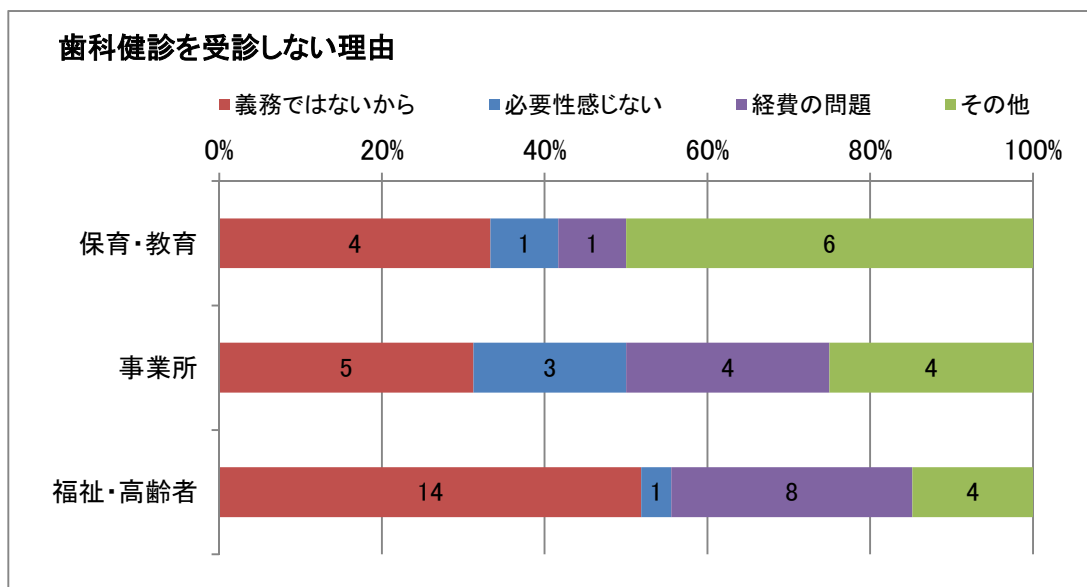


図19 「健康づくり取り組み状況調査」
(事業所用、福祉・高齢者施設用・保育・教育施設用)

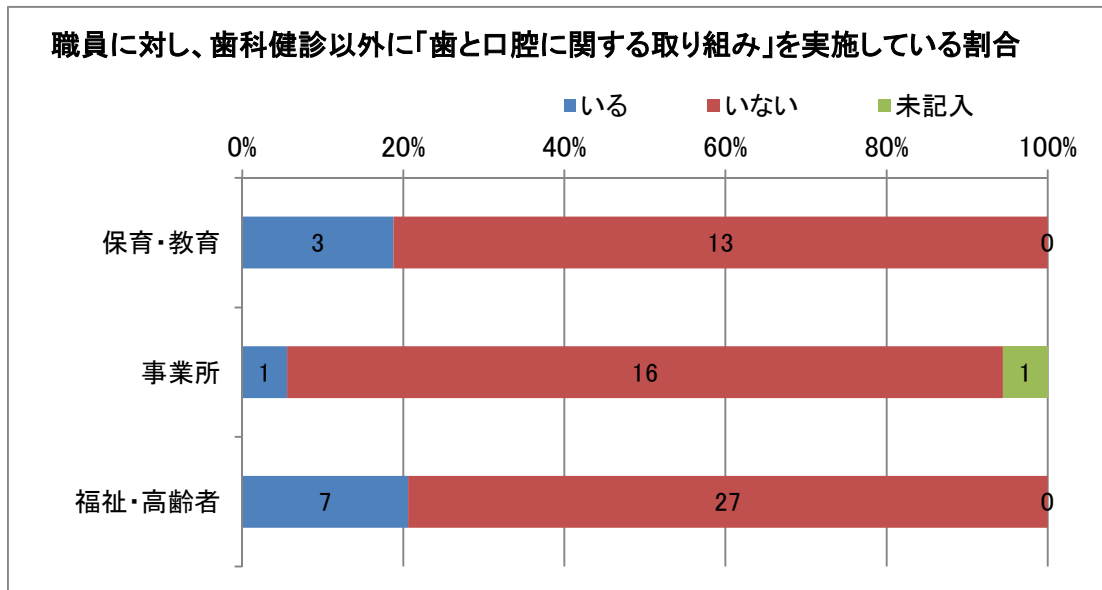
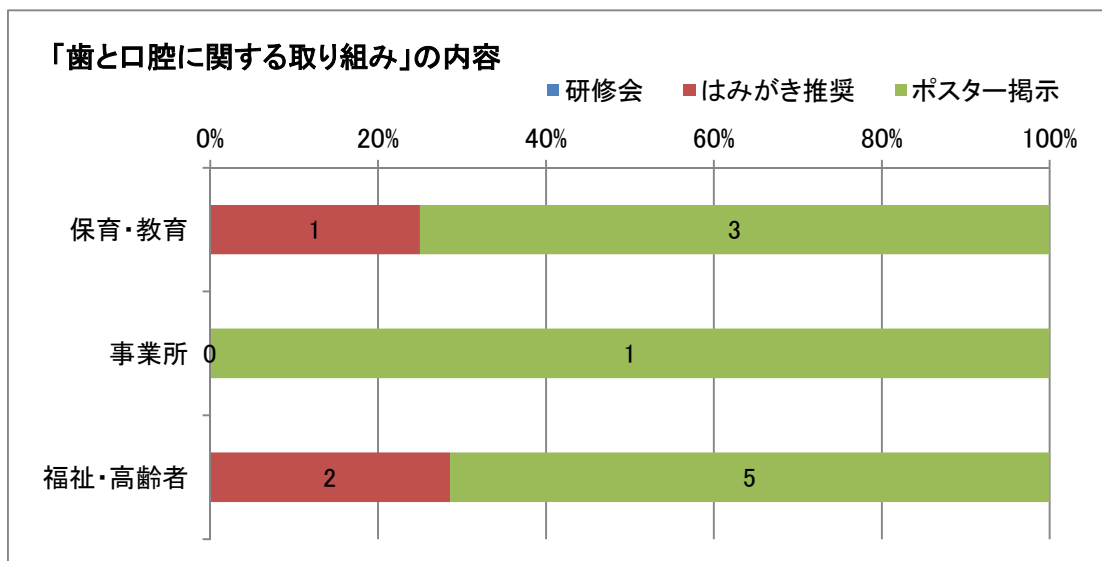


図20 「健康づくり取り組み状況調査」
(事業所用、福祉・高齢者施設用・保育・教育施設用)



3. 歯科保健に関する課題

【妊娠期】

- ◇妊娠中は、女性ホルモンの影響による唾液の分泌が低下やつわり等による生活習慣の変化の影響を受けて、むし歯や歯周疾患等の口腔内トラブルを起こしやすくなります。また、妊娠7週目頃から胎児の歯胚ができ、乳歯の準備が始まり、妊娠5か月頃には永久歯の歯胚が完成する大切な時期です。
- このことから、バランスのとれた食生活や適切なケアの必要性を理解してもらい実行できるような取り組みが必要です。

【乳幼児期】

- ◇乳幼児期は、歯磨き習慣を確立する大切な時期であるとともに、1歳6か月から3歳にかけ、むし歯の有病率が急増する時期であるため、保護者を対象に、正しいケアの方法や仕上げ磨きの方法を啓発する必要があります。
- ◇離乳食を通して口腔機能（かむ力）を高めていく時期であるため、乳幼児健診・相談や離乳食相談時に保護者を支援する必要があります。

【学童・思春期】

- ◇むし歯の有病率は、年々減少傾向にありますが、県や全国と比較して高い傾向にあります。自己管理になる年齢であるため、正しいブラッシングの方法や歯間清掃用具の使い方を啓発する必要があります。
- ◇年齢が上がるにつれ、歯周病と診断されたことのある割合が増え、高校生の約2割が歯周病と診断されたことがあることが分かりました。歯周病は生活習慣病の発症に影響があるため、この時期から基本的な生活習慣を確立できるような支援が必要です。

【青壮年期】

- ◇40歳代を境に歯を喪失する割合が高くなります。若い年代から日頃の口腔のケア（歯磨き、歯間清掃用具の使用など）の大切さを普及する必要があります。
- ◇タバコを吸う人は吸わない人に比べて歯周病にかかりやすく治りにくい傾向にあるため、タバコが歯に与える影響についての情報提供や禁煙・受動喫煙防止をを推進する必要があります。

◇歯周疾患検診の受診率はかなり低い状況です。予防の大切さを啓発し、歯周疾患検診や歯科医院定期受診率を上げる取り組みが必要です。

【高齢期】

◇自分の歯が60歳代で24本以上ある割合は40.1%、70歳代で21.9%です。喪失歯が多いと、食事や栄養面に影響し寝たきりや認知症の発症や悪化につながります。介護予防のためにも6024（ロクマルニイヨン）、8020（ハチマルニイマル）を目標に自分の歯をできるだけ残せるような取り組みが課題です。

【障がい児者・要介護者等】

◇障がい児者・要介護者は、自分ひとりでは十分な口腔ケアができない場合があります。また、実態調査の結果からも介助するうえでの困難があり、適切なケアや治療を受けにくい現状があることが分かりました。関係機関と連携し、個人の状態に合わせたケアや治療が受けられる体制づくりが課題です。

【事業所等・働く人】

◇働く人々に、歯科健診や口腔に関する取り組みをしている事業所等が少ない現状があります。歯科保健の重要性を啓発し、歯科に関する取り組みを行う事業所等を増やすことが必要です。

◇「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」の認知度は、29.4%です。多くの事業所等に啓発し、若い世代から歯と口腔の健康づくりに取り組んでもらう必要があります。



第3章 基本理念と基本目標

1. 基本理念

けんこう わたしの健口みんなの幸せ ～自分の歯を大切に～

全ての市民が健康で心豊かに生きるうえで、歯と口腔の健康づくり（健口）は欠かせないものです。市民一人ひとりが歯と口腔の健康づくりに関心を持ち、実践に取り組むことで、口腔機能を維持し、いつまでも自分の口からおいしく食べることができ、いきいきとした生活が送れることを目指します。また、歯科に起因する疾病や、それに伴う心身の機能低下予防にも努めます。

2. 基本目標

基本理念を実現するため、次の3つの基本目標に沿って本計画を推進します。

◆ 歯や口腔と関係する病気等の予防を推進する

歯や口腔の病気の予防は、全身の健康づくりや疾病等の予防の観点からも重要です。糖尿病・脳卒中・心筋梗塞などの生活習慣病や誤嚥性肺炎、認知症等の疾患を予防するためにも、むし歯や歯周病等の疾患予防、歯の早期喪失防止に取り組み、『6024（ロクマルニイヨン）』及び『8020（ハチマルニイマル）』の実現を目指します。

◆ 口腔機能の維持・向上を図る

口腔機能の維持・向上により、生涯を通じて「噛む」「飲み込む」「食べる」「話す」「笑う」などができる豊かな生活の実現と、生活の質の向上を目指します。

◆ 歯科受診における体制や環境を整える

市民一人ひとりが、自身の歯科疾患の予防、口腔機能の維持・向上を図ることができるよう、歯科に関する情報提供や歯科医療サービスの受診しやすさを考慮した体制づくりや環境整備に努めます。

第4章 各ライフステージの目標と施策

ここでは、各ライフステージにおける目標と推進していく施策を示します。

【区分】

妊娠期	乳幼児期 (0～6歳)	学童・思春期 (7～18歳)
青壮年期*事業所含む (18～64歳)	高齢期 (65歳以上)	障がい児者・要介護者等

1. 妊娠期

★ 目 標 ★

妊娠中の歯や口腔の状態と胎児への影響について知識を持ち、
むし歯と歯周疾患予防に取り組みます

市民が行うこと

◆：重点取組

- ◆ 食後の歯や歯肉のケアに努めます
- ◆ 妊娠中に1度は歯科健診を受け、むし歯や歯周疾患の予防、早期発見に努めます
- ◇ 胎児の発育のために、よくかんでバランスの良い食事に心がけます
- ◇ タバコが与える影響を理解し、禁煙に取り組みます

地域・職域で実践すること

- ◇ むし歯や歯周疾患等の予防に関する正しい情報を積極的に提供します
- ◇ 歯科受診しやすい環境を整えます
- ◇ 受動喫煙防止に努めます

行政が実践すること

- ◇ 妊娠中の歯科健診の必要性やむし歯・歯周疾患予防について、また胎児への影響について情報提供します（母子健康手帳交付時、妊娠サロン等）
- ◇ 妊婦やその家族を対象に、歯や口腔内の変化とケアについて、またバランスのよい食生活の実践に向けた情報提供を行います
- ◇ 妊婦及びその家族の歯科に対する知識・関心の状態を把握し、事業等に反映させます

第4章 各ライフステージの目標と施策

評価指標			市の現状値	市の目標値	データの根拠
			(H27年度)	H33年度	
毎食後歯をみがく人の割合	増加	妊婦	今後調査	40.0%	乳幼児全戸訪問時調査
妊娠中に歯や口腔に関するトラブルがなかった人の割合	増加	妊婦	今後調査	50.0%	
妊娠中に歯科受診した人の割合	増加	妊婦	今後調査	30.0%	



2. 乳幼児期

★ 目 標 ★

家族でむし歯予防に取り組みます

市民が行うこと

◆：重点取組

- ◆ 食後に歯みがきを実施し、歯みがきする習慣を身につけます
- ◆ 仕上げみがきを行い、子どもの歯を守ります
- ◇ かかりつけ医をもち、歯科健診や歯みがき指導、フッ素塗布の利用等、個人に合ったむし歯予防に努めます
- ◇ 定期的に乳幼児健診等を受け、適切な口腔のケアを実践します
- ◇ 治療が必要な場合は、速やかに歯科受診します
- ◇ よくかんで食べる習慣を身につけます
- ◇ おやつは時間と量を決める、糖分の多い食べ物・飲み物を控える等、むし歯の予防に努めます
- ◇ 保護者はタバコが与える影響を理解し、禁煙に取り組みます

地域・職域で実践すること

- ◇ 歯科健診、歯みがき指導を充実します
- ◇ 歯科健診後の治療が必要な場合は、早期に受診するように指導します
- ◇ 歯科受診しやすい環境を整えます
- ◇ 受動喫煙防止に努めます

行政が実践すること

- ◇ 乳幼児健診・相談時、保護者に対して、正しい歯みがき指導やおやつや飲み物等、歯に良い生活習慣が定着するよう早期から働きかけます
- ◇ フッ素塗布事業を実施し、むし歯予防に努めます
- ◇ 乳幼児健診・相談、離乳食指導等を通して、よくかむことやだ液の大切さを啓発します
- ◇ 保育園・幼稚園等において、歯科に関する講話やブラッシング指導等の取り組みを支援します

第4章 各ライフステージの目標と施策

評価指標			市の現状値	市の目標値	データの根拠
			(H27年度)	H33年度	
むし歯なしの割合	増加	3歳児	70.0%	80.0%	3歳児健診〔H26年度〕



3. 学童・思春期

★ 目 標 ★

健康な歯・口腔を保つため、規則正しい生活習慣を身につけます

市民が行うこと

◆：重点取組

- ◆ 毎食後、歯や歯肉をみがきます
- ◆ むし歯を発見したり、歯科健診で指摘を受けたら早期に受診します
- ◇ 歯間清掃用具（デンタルフロス、歯間ブラシ等）の使用方を学び、歯間部の清掃を行います
- ◇ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯石除去や健診を受けます
- ◇ よくかんで食べる習慣を身につけます
- ◇ 間食は時間と量を決める、糖分の多い食べ物・飲み物を控える等、むし歯の予防に努めます
- ◇ 小学6年生まで、保護者が仕上げみがきします
- ◇ 歯周疾患について学び、家族ぐるみで予防します
- ◇ タバコが与える影響を理解します

地域・職域で実践すること

- ◇ 歯科健診、歯みがき指導を充実します
- ◇ むし歯・歯周疾患等の予防に関する正しい情報を提供します
- ◇ 学校歯科医や地域の歯科医療機関が学校と連携をとり、子どもの歯や口腔の健康づくりに取り組みます
- ◇ 歯科受診しやすい環境を整えます
- ◇ 受動喫煙防止に努めます

行政が実践すること

- ◇ 学校では歯科健診、歯科保健指導を充実します
- ◇ 学校では正しい口腔のケア方法を伝え、給食後の歯みがき・うがいを習慣化するように取り組みます
- ◇ 学校では歯科健診で指摘を受けた児童・生徒と保護者に、速やかに歯科受診を促します
- ◇ 学校では歯みがきタイムを実践します
- ◇ むし歯・歯周疾患等予防の正しい知識を普及啓発します
- ◇ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるよう啓発します
- ◇ よくかんで食べること、だ液の大切さを啓発します
- ◇ 間食について正しい知識を普及啓発します

第4章 各ライフステージの目標と施策

評価指標			市の現状値	市の目標値	データの根拠
			(H27年度)	H33年度	
毎食後歯をみがく人の割合	増加	小学生	69.0%	75.0%	生活習慣に関する実態調査 〔H27年度〕
		中学生	76.2%	80.0%	
		高校生	52.5%	60.0%	
歯科清掃用具を使用する人の割合 * デンタルフロス、糸ようじ、歯間ブラシ	増加	小学生	45.4%	50.0%	
		中学生	36.4%	40.0%	
		高校生	18.1%	25.0%	
むし歯被患の割合	減少	小学生	71.3%	61.0%	学校保健統計〔H26年度〕
		中学生	72.8%	62.0%	
		高校生	90.0%	80.0%	
むし歯の処置が完了している割合	増加	小学生	63.7%	80.0%	
		中学生	57.5%	70.0%	
平均むし歯保有本数	減少	小学生	3.55本	2.55本	
		中学生	3.03本	2.50本	
		高校生	7.24本	6.24本	
永久歯の平均むし歯保有数	減少	12歳(中1)	2.09本	1.50本	
歯周疾患の有病率	減少	小学生	1.4%	0.0%	
		中学生	0.7%	0.0%	
		高校生	0.0%	0.0%	



4. 青壮年期（事業所含む）

★ 目 標 ★

かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受け、
歯周疾患予防に努めます

市民が行うこと

◆：重点取組

- ◆ 6024（ロクマルニイヨン）、8020（ハチマルニイマル）を目標に毎食後、歯や歯肉をみがきます
- ◆ かかりつけ歯科医をもち、定期的な歯科健診、歯科保健指導を受けます
- ◇ 歯間清掃用具（デンタルフロス、歯間ブラシ等）について学び、適切に使用し、歯周疾患を予防します
- ◇ 歯や口腔の健康が全身に与える影響や、生活習慣病、認知症等との関係について学びます
- ◇ 歯や口腔に異常を感じたら早期に歯科受診し、必要な治療を受け、歯の喪失を防ぎます
- ◇ よくかんで食べる習慣を身につけます
- ◇ タバコが与える影響を理解し、禁煙に取り組みます

地域・職域で実践すること

- ◇ 6024（ロクマルニイヨン）、8020（ハチマルニイマル）運動を推進します
- ◇ 食後の歯みがきと口腔のケアを推進します（周囲に声をかけ、実施します）
- ◇ むし歯や歯周疾患等予防について啓発します
- ◇ 歯科健診、歯みがき指導を充実します
- ◇ 被雇用者の歯科健診及び歯科保健指導の機会の確保に努めます〔事業所等〕
- ◇ 受動喫煙防止に努めます

行政が実践すること

- ◇ むし歯・歯周疾患等予防について、正しい知識の普及啓発を図ります
- ◇ 歯周疾患と生活習慣病、認知症等との関係性について啓発し、歯や口腔の健康が身体全体の健康に影響することを伝えます
- ◇ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるよう啓発します
- ◇ 受診しやすい体制を整え、歯周疾患検診の受診率向上に努めます
- ◇ 事業所等と連携し、働く世代に歯と口腔の健康づくり事業を実践します
- ◇ 「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」を普及し、歯と口腔の健康づくりの重要性を啓発します

第4章 各ライフステージの目標と施策

評価指標			市の現状値	市の目標値	データの根拠
			(H27年度)	H33年度	
毎食後歯をみがく人の割合	増加	20歳代	33.9%	40.0%	生活習慣に関する実態調査 〔H27年度〕
		30歳代	31.0%	35.0%	
		40歳代	27.9%	35.0%	
		50歳代	35.6%	40.0%	
24本以上歯を保有する人の割合	増加	40歳代	55.9%	60.0%	
		50歳代	46.6%	50.0%	
歯科健診等を受けたことのある人の割合	増加	20歳代	19.6%	30.0%	
		30歳代	33.9%	40.0%	
		40歳代	36.0%	50.0%	
		50歳代	37.7%	60.0%	
歯間清掃用具を使用する人の割合 * デンタルフロス、糸ようじ、歯間ブラシ	増加	20歳代	29.0%	35.0%	
		30歳代	43.2%	50.0%	
		40歳代	47.8%	55.0%	
		50歳代	50.0%	60.0%	
歯周病を有する割合	減少	20歳代	12.4%	5.0%	
		30歳代	21.1%	10.0%	
		40歳代	32.4%	20.0%	
		50歳代	40.4%	30.0%	
歯と口腔に関する取り組みを実施する事業所の割合	増加	事業所 保育・教育 高齢・福祉施設	5.6%	20.0%	福祉・高齢者施設における健康づくり取り組み状況調査 〔平成27年度〕



5. 高齢期

★ 目 標 ★

ハチマルニイマル

8020を目標に歯の健康と口腔機能の維持に努めます

市民が行うこと

◆：重点取組

- ◆ いつまでも自分の歯で食べられるよう、8020（ハチマルニイマル）を目標に毎食後、歯や歯肉をみがきます
- ◆ よくかむことや口腔体操、だ液腺マッサージを実践し、口腔機能の低下を予防します
- ◇ 歯間清掃用具（デンタルフロス、歯間ブラシ等）について学び、適切に使用し歯周疾患を予防します
- ◇ 歯や口腔の健康が全身に与える影響や生活習慣病、認知症等との関係について学びます
- ◇ かかりつけ歯科医をもち定期的に歯科健診を受診して、歯や口腔の状態を把握します
- ◇ 歯や口腔に異常を感じたら早期に歯科受診し、必要な治療を受け、歯の喪失を防ぎます
- ◇ 自分に合ったさし歯や入れ歯を使い、適切なケアを行います

地域・職域で実践すること

- ◇ 8020（ハチマルニイマル）運動を推進します
- ◇ 食後の歯みがきと口腔のケアを推進します
- ◇ 誘い合って、歯周疾患検診を受診します
- ◇ サロン等で口腔機能維持のため、口腔体操やだ液腺マッサージを実践します
- ◇ 受動喫煙防止に努めます

行政が実践すること

- ◇ むし歯・歯周疾患等予防について、正しい知識の普及啓発を図ります
- ◇ 歯や口腔の健康が全身に与える影響や生活習慣病、認知症等との関係について啓発します
- ◇ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるよう啓発します
- ◇ 歯周疾患検診の受診率向上に努めます
- ◇ 口腔機能の維持を図るため、高齢者の介護予防を支援します
- ◇ 介護予防事業に携わる人たちに対して、歯科保健について情報提供します
- ◇ 関係機関と協力し、8020（ハチマルニイマル）運動達成者表彰等の取り組みに努めます
- ◇ 「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」を普及し、歯と口腔の健康づくりの重要性を啓発します

第4章 各ライフステージの目標と施策

評価指標			市の現状値 (H27年度)	市の目標値 H33年度	データの根拠
毎食後歯をみがく人の割合	増加	60歳代	25.7%	30.0%	生活習慣に関する実態調査 〔H27年度〕
		70歳代	34.3%	40.0%	
24本以上歯を保有する人の割合	増加	60歳代	40.1%	50.0%	
20本以上歯を保有する人の割合	増加	70歳代	34.9%	40.0%	
歯科健診等を受けたことのある人の割合	増加	60歳代	47.9%	60.0%	
		70歳代	27.8%	50.0%	
歯間清掃用具を使用する人の割合 *デンタルフロス、糸ようじ、歯間ブラシ	増加	60歳代	52.7%	60.0%	
		70歳代	37.9%	45.0%	
歯周病を有する割合	減少	60歳代	41.3%	30.0%	
		70歳代	34.9%	30.0%	



6. 障がい児者・要介護者等

★ 目 標 ★

歯や口腔のケアに努め、口腔機能を維持します

市民が行うこと

◆：重点取組

- ◆ 毎食後、自分でできる歯や口腔のケアに努めます
- ◆ 家族や介護者は、身体の状態や口腔機能に合った口腔のケアを実践します
- ◇ 歯科保健に関心をもち、積極的に情報収集します
- ◇ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受診して、歯や口腔の状態を把握します
- ◇ 歯や口腔に異常を感じたら早期に歯科受診し、必要な治療を受け、歯の喪失を防ぎます
- ◇ よくかむことや口腔体操、だ液腺マッサージを実践し、口腔機能の低下を予防します

地域・職域で実践すること

- ◇ 6024（ロクマルニイヨン）、8020（ハチマルニイマル）運動を推進します
- ◇ 食後の歯みがきと口腔のケアを推進します
- ◇ むし歯や歯周疾患等の予防に関する正しい情報を提供します
- ◇ 施設と医療機関で連携し、入所者・通所者が歯科健診や治療、相談を受けやすい体制をつくります
- ◇ 施設は職員に対し、歯や口腔のケアに関する研修を受ける機会を増やすよう努めます
- ◇ 施設等の職員は、歯と口腔に関する知識を習得し、適切な口腔のケアを実践するとともに、家族に対しむし歯や歯周疾患等の予防に関する正しい情報を提供します
- ◇ 歯科医院は障がい児者や要介護者の理解や配慮を行うよう努めます
- ◇ 訪問診療する歯科医院を増やすよう努めます〔歯科医師会〕
- ◇ 受動喫煙防止に努めます

行政が実践すること

- ◇ むし歯や歯周疾患等予防について、正しい知識の普及啓発を図ります
- ◇ 歯周疾患と生活習慣病、認知症等との関係性について啓発し、歯や口腔の健康が全身の健康に影響することを伝えます
- ◇ かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるよう啓発します
- ◇ 個人の状態に合った口腔のケアや治療等に関して情報提供に努めます
- ◇ 施設等の職員や関係者に対し、歯や口腔の健康づくりに関する研修の機会を設けます
- ◇ 歯科医院と連携し、安心して治療が受けられる環境整備に努めます
- ◇ 「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」を普及し、歯と口腔の

健康づくりの重要性を啓発します

評価指標			市の現状値 (H27年度)	市の目標値 H33年度	データの根拠
利用者に歯科健診を実施する施設の割合	増加	高齢・福祉施設	35.3%	40.0%	福祉・高齢者施設における利用者の歯科保健取り組み状況調査〔H27年度〕
口腔ケアを実施する上で困ったことのある施設の割合	減少		41.2%	20.0%	



第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 推進体制

市民の歯と口腔の健康づくりには、市民一人ひとりが取り組むことはもちろん、家庭や学校、地域・職域などの関係団体が一体となって取り組むための環境整備が大切です。

計画を効率的かつ継続的に推進していくため、那須烏山市健康づくり推進協議会や関係機関及び行政は、連携を図りながら取り組みを推進していきます。

※那須烏山市健康づくり推進協議会

保健医療福祉の有識者、関係機関・団体及び市民代表等により会議を構成し、那須烏山市の保健全般に関する審議を行うとともに、「なすからすやま健康プラン」及び「なすからすやま歯科保健行動計画」について協議を行います。

2. 進行管理

計画の推進及び目標の達成のための定期的な進行管理を行います。

計画の進行管理体制としては、「那須烏山市健康づくり推進協議会」において報告し、計画の具体的な推進や評価などの検討を行います。

計画の評価は、「なすからすやま健康プラン（第2期）」との整合性を図りながら実施していくものとします。

▼計画の評価・見直しに関する審議

▼関係者における取り組み状況に関する情報交換

▼計画実施における進捗状況確認 など

評価指標一覧

分類	評価指標			市の現状値	市の目標値	データの根拠	備考 〔①県、②国 目標値〕	
				(H27年度)	H33年度			
妊娠期	毎食後歯をみがく人の割合	増加	妊婦	今後調査	40.0%	乳幼児全戸訪問時調査		
	妊娠中に歯や口腔に関するトラブル がなかった人の割合	増加	妊婦	今後調査	50.0%			
	妊娠中に歯科受診した人の割合	増加	妊婦	今後調査	30.0%			
乳幼児期	むし歯なしの割合	増加	3歳児	70.0%	80.0%	3歳児健診〔H26年度〕	①80%以上 ②－	
学童期・思春期	毎食後歯をみがく人の割合	増加	小学生	69.0%	75.0%	生活習慣に関する実態調査 〔H27年度〕		
			中学生	76.2%	80.0%			
			高校生	52.5%	60.0%			
	歯科清掃用具を使用する人の割合 ＊デンタルフロス、糸ようじ、歯間ブラシ	増加	小学生	45.4%	50.0%	学校保健統計〔H26年度〕		
			中学生	36.4%	40.0%			
			高校生	18.1%	25.0%			
	むし歯被患の割合	減少	小学生	71.3%	61.0%			
			中学生	72.8%	62.0%			
			高校生	90.0%	80.0%			
	むし歯の処置が完了している割合	増加	小学生	63.7%	80.0%			
			中学生	57.5%	70.0%			
	平均むし歯保有本数	減少	小学生	3.55本	2.55本			
			中学生	3.03本	2.50本			
			高校生	7.24本	6.24本			
	永久歯の平均むし歯保有数	減少	12歳(中1)	2.09本	1.50本		①1.0歯以下 ②－	
歯周疾患の有病率	減少	小学生	1.4%	0.0%				
		中学生	0.7%	0.0%				
		高校生	0.0%	0.0%				
青壮年期	毎食後歯をみがく人の割合	増加	20歳代	33.9%	40.0%	生活習慣に関する実態調査 〔H27年度〕		
			30歳代	31.0%	35.0%			
			40歳代	27.9%	35.0%			
			50歳代	35.6%	40.0%			
	24本以上歯を保有する人の割合	増加	40歳代	55.9%	60.0%			
			50歳代	46.6%	50.0%			
	歯科健診等を受けたことのある人の割合	増加	20歳代	19.6%	30.0%			歯科健診を受診する県民 の割合(②は過去1年間) ①50%以上 ②65%以上
			30歳代	33.9%	40.0%			
			40歳代	36.0%	50.0%			
			50歳代	37.7%	60.0%			
	歯間清掃用具を使用する人の割合 ＊デンタルフロス、糸ようじ、歯間ブラシ	増加	20歳代	29.0%	35.0%			
			30歳代	43.2%	50.0%			
			40歳代	47.8%	55.0%			
			50歳代	50.0%	60.0%			
	歯周病を有する割合	減少	20歳代	12.4%	5.0%		進行した歯肉炎を有する 者の割合 ①17.9%以下(40歳) ②25.0%以下(20歳代) (40歳代)	
			30歳代	21.1%	10.0%			
			40歳代	32.4%	20.0%			
			50歳代	40.4%	30.0%			
高齢期	毎食後歯をみがく人の割合	増加	60歳代	25.7%	30.0%	生活習慣に関する実態調査 〔H27年度〕		
			70歳代	34.3%	40.0%			
	24本以上歯を保有する人の割合	増加	60歳代	40.1%	50.0%		①60%以上 ②70%以上	
	20本以上歯を保有する人の割合	増加	70歳代	34.9%	40.0%		①35%以上 ②50%以上	
	歯科健診等を受けたことのある人の割合	増加	60歳代	47.9%	60.0%			
			70歳代	27.8%	50.0%			
	歯間清掃用具を使用する人の割合 ＊デンタルフロス、糸ようじ、歯間ブラシ	増加	60歳代	52.7%	60.0%			
			70歳代	37.9%	45.0%			
	歯周病を有する割合	減少	60歳代	41.3%	30.0%		進行した歯肉炎を有する 者の割合 ①－ ②45%以下(60歳代)	
70歳代	34.9%	30.0%						
障がい児者 要介護者等	利用者に歯科健診を実施する施設の割合	増加	高齢・福祉施設	35.3%	40.0%	福祉・高齢者施設における 利用者の歯科保健 取り組み状況調査 〔H27年度〕		
	口腔ケアを実施する上で困ったこと のある施設の割合	減少		41.2%	20.0%			
事業所等・働く人	歯と口腔に関する取り組みを実施 する事業所の割合	増加	事業所 保育・教育 高齢・福祉施設	5.6%	20.0%	福祉・高齢者施設における 健康づくり取り組み 状況調査〔平成27年度〕		

【参照】

①とちぎ健康21プラン2期計画指標

②健康日本21(第二次)指標

参考資料

1. 策定経過

歯科保健行動計画は「なすからすやま健康プラン(第2期)」の部門計画としての位置づけであるため、「那須烏山市健康づくり推進協議会」において検討してきました。

時 期	会議等	主な内容
平成 25 年 4 月 1 日	「那須烏山市民の歯と口腔の健康づくり推進条例」施行	
平成 27 年 5 月 28 日	第 1 回健康づくり推進協議会	○行動計画策定に向けてのスケジュールについて ○実態調査について
平成 27 年 8 月～9 月	実態調査実施・回収	
平成 27 年 11 月 20 日	第 2 回健康づくり推進協議会	○実態調査結果報告 ○課題・目標・取り組みの検討
平成 28 年 2 月 16 日	第 3 回健康づくり推進協議会	○行動計画素案の検討
平成 28 年 2 月 16 日 ～3 月 15 日	パブリックコメント	
平成 28 年 3 月	政策調整会議	○行動計画の原案承認
	庁議	
	市長報告・決定	○行動計画の決定

2. 那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり推進条例

那須烏山市条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成22年栃木県条例第50号）の趣旨を踏まえ、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策及びその実施に関する事項を定めることにより、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進並びに健康で質の高い生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「歯及び口腔の健康づくり」とは、歯、歯周組織その他の口腔領域の健康を保持し、又は増進させることにより、歯及び口腔が有する機能を維持し、又は向上させることをいう。

(基本理念)

第3条 歯及び口腔の健康づくりは、歯及び口腔の健康が市民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、子どもの健やかな成長、様々な生活習慣病の予防、健康寿命の延伸等市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に重要な役割を果たすものであることに鑑み、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 全ての市民が生涯にわたり自ら歯及び口腔の健康づくりに取り組むことを促進すること。
- (2) 全ての市民がその発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、良質かつ適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることのできる環境の整備が図られるようにすること。
- (3) 保健、医療、福祉、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯及び口腔の健康づくりを推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、県との連携を図りつつ、歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、自ら進んで、歯及び口腔の健康づくりについての関心と理解を深めるとともに、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯及び口腔の疾病及び異常の有無に係る定期的な検診、健康診査、歯科医療並びに保健指導（以下「歯科検診等」という。）を受けることにより、生涯にわたって、歯及び口腔の健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

(歯科医師等の責務)

第6条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策に協力するとともに、保健、医療、福祉、教育等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びに当該業務に従事する者（次条において「関係機関等」という。）との連携を図ることにより、良質かつ適切な歯科保健医療サービスを提供するよう努めなければならない。

(関係機関等の役割)

第7条 関係機関等は、市民が、その発達段階、年齢階層、心身の状況等に応じて、歯科検診等を受けることのできる環境の整備を図る上で、その果たすべき役割の重要性に鑑み、基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する従業員の歯科検診等を受ける機会の確保を図ることその他当該従業員の歯及び口腔の健康づくりの取組の支援に努めるものとする。

(歯及び口腔の健康づくりの推進のための基本的施策)

第9条 市は、市民の歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期に合わせた歯科疾患の予防対策を講ずること。
- (2) 高齢期の口腔機能の維持向上に関する対策を講ずること。
- (3) 障害者、介護を必要とする者等が、適切に歯科保健医療サービスを受けることができるようにするための必要な施策を講ずること。
- (4) 歯及び口腔の健康づくりに携わる人材の育成を図るために必要な施策を講ずること。
- (5) 歯及び口腔の健康づくりの効果的な実施に資する情報の収集及び調査研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを図るために必要な施策を講ずること。

(行動計画の策定)

第10条 市長は、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策の総合的かつ計画的な実施を図るための行動計画（以下この条において「行動計画」という。）を定めるものとする。

2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりの意義及び目標に関する事項
- (2) 歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を効果的に実施するための基本事業

- (3) 前2号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 行動計画は、健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画その他の法律の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものとの調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市長は、行動計画を定めようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ、歯科保健医療サービスに関して学識経験を有する者の意見を聴くとともに、広く市民等の意見を求めるものとする。
- 5 市長は、行動計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 市長は、歯科保健医療サービスをめぐる情勢の変化を勘案し、並びに歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策の効果に関する評価、行動計画に基づく基本事業の進捗状況等を踏まえ、おおむね5年ごとに、行動計画を見直すものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、行動計画の変更について準用する。
(財政上の措置等)
- 第11条** 市は、歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策を総合的かつ計画的に実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(委任)
- 第12条** この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

3. 生活習慣に関する実態調査等 ～概要～

(1) 調査目的

「なすからすやま歯科保健行動計画」の策定及び「なすからすやま健康づくりプラン」の評価、課題把握することを目的に8種類の調査を実施した。

(2) 調査方法

【対 象】

個人

- ①市内全小学4・6年生 415人
- ②市内全中学1・3年生 440人
- ③市内全高校1～3年生 541人
- ④18歳～79歳までの市民 1,300人

(各年代男女100ずつ、18歳・19歳は男女50人ずつを無作為抽出)

事業所等

- ⑤市内全保育・教育施設 16か所
- ⑥市内事業所 18か所
- ⑦市内全高齢・福祉施設 35か所
- ⑧市内全高齢・福祉施設(利用者向け) 35か所

【方 法】

個人 : 自記式・無記名・郵送法(学生は学校を通じて配布回収)

事業所等 : 自記式・記名・郵送法

【期 間】

市民 : 平成27年8月20日～9月 4日

学校・企業等 : 平成27年9月 1日～9月16日

(3) 調査項目 ～歯科項目のみ抜粋～

●の調査結果は第2章「現状と課題」に掲載

【学 校】

- 歯をみがいていますか。
- 歯ブラシ以外に清掃用具を定期的に使っていますか。(複数回答)
- 治療が必要なむし歯はありますか。
- 歯周病(歯肉炎・歯周炎)を知っていますか。
- 歯周病(歯肉炎・歯周炎)と言われたことがありますか。
- どんな時に歯科医院にかかりますか。(複数回答)
- いつも同じ歯科者さんにかかっていますか。

【市 民】

- 1 日何回、歯を磨いていますか。
- 歯ブラシ以外に清掃用具を利用していますか。
- あなたは、自分の歯が何本残っていますか。
- 治療が必要なむし歯はありますか。
- 歯周病（歯肉炎・歯周炎）と言われたことがありますか。
- かかりつけ歯科医院はありますか。
- 定期的に歯科健診や歯石除去など歯面掃除を受けていますか。
- どんな時に歯科医院にかかりますか。（複数回答）

【事業所等】

- 職員の歯科健診を実施していますか。
 - 実施している：歯科健診はどのように実施していますか。
 - 実施していない：今後、歯科健診を行う予定はありますか。（実施しない理由も含む）
- 臨時職員の歯及び口腔の健康状態をどのように把握していますか。
- 歯科健診の結果、要医療となった方にはどんな働きかけをしていますか。
- 貴事業所には嘱託歯科医師や歯科衛生士はいますか。（来所頻度も含む）
- 従業員に対し歯科健診以外に「歯と口腔に関する取り組み」を実施していますか。
- 市は歯の健康教育や相談のための「歯科衛生士派遣事業」を検討中です。貴事業所では利用したいと思いますか。
- 「那須烏山市民の歯及び口腔の健康づくり条例」を知っていますか。

【高齢・福祉施設（利用者向け）】

- 口腔衛生管理体制加算を算定していますか。
- 口腔衛生管理加算を算定していますか。
- 利用者の口腔ケア（歯みがきや義歯の手入れ等）を実施していますか。
（頻度・対象・方法）
- 利用者の口腔機能を高めるための取り組み（口腔体操等）を実施していますか。
- 利用者の歯科健診を実施していますか。（頻度・対象・方法）
 - いない：どのように把握しますか。（方法・対象・頻度・実施者）
- 貴施設には嘱託歯科医師や歯科衛生士はいますか。（来所頻度も含む）
- 貴施設の職員は口腔機能の維持・向上が介護予防や健康づくりに効果があることを知っていますか。
- 口腔ケアや口腔機能維持・向上のためのプログラムの実施に際し、話し合いや共通のマニュアルがありますか。
- 口腔ケアを実施する上で、困ったことはありますか。

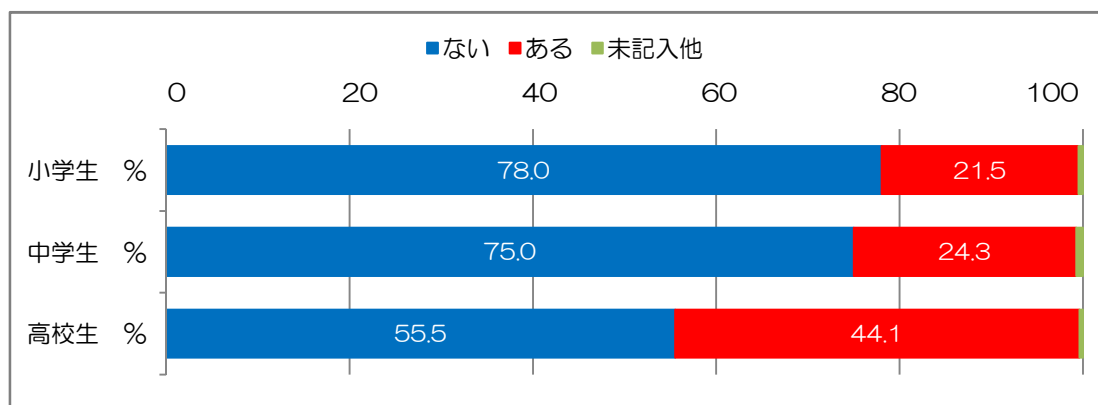
(4) 回収状況

種 類	対 象	対象数	回収数	回収率
個 人	小学4・6年	4 1 5	4 1 0	9 8 . 8
	中学1・3年	4 4 0	4 2 0	9 5 . 5
	高校1～3年	5 4 1	5 2 6	9 7 . 2
	18～79歳の市民	1 3 0 0	9 8 1	7 5 . 5
事業所等	保育・教育施設	1 6	1 6	1 0 0 . 0
	事業所	1 8	1 8	1 0 0 . 0
	高齢・福祉施設	3 5	3 4	9 7 . 1
	高齢・福祉施設（利用者）	3 5	3 4	9 7 . 1

(5) 調査結果 ～抜粋～

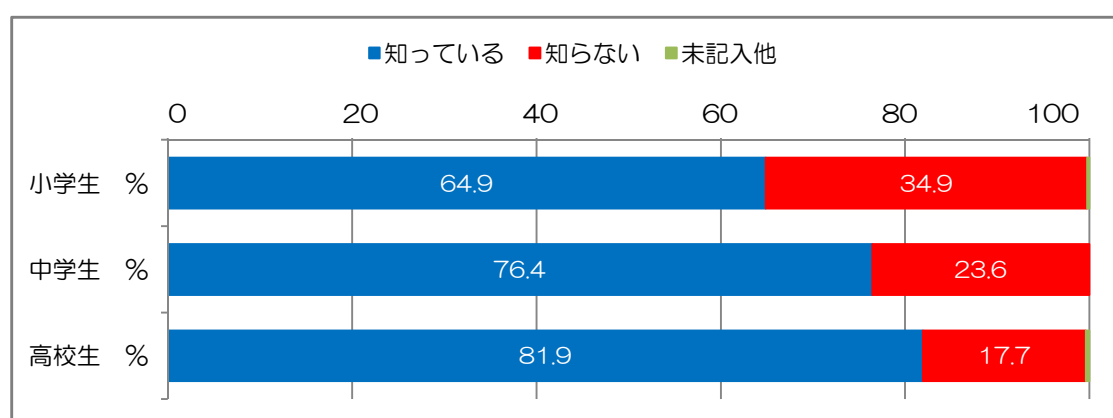
【学 校】

①治療が必要な虫歯の有無



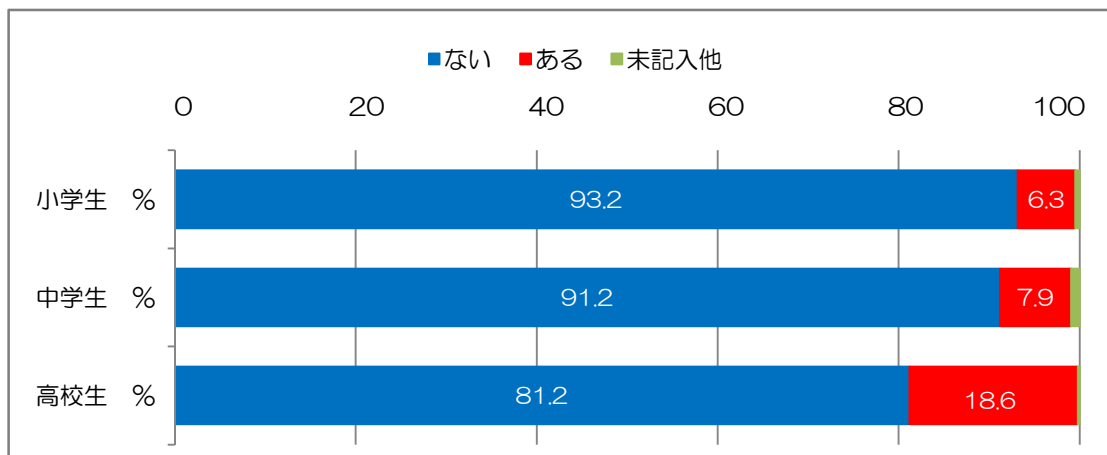
小中学生では「虫歯ある」が2割程度だが、高校生では4割を超えている。

②歯周病の認知度



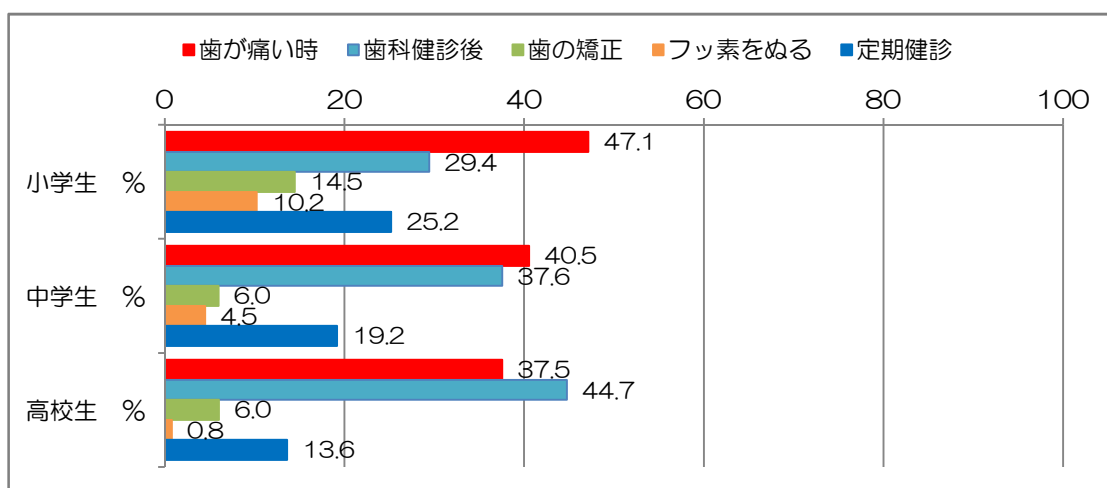
年代が上がる毎に「歯周病」認知度は高くなり、小学生では6割、高校生では8割を超えている。

③歯周病（歯肉炎・歯周炎）と診断の有無



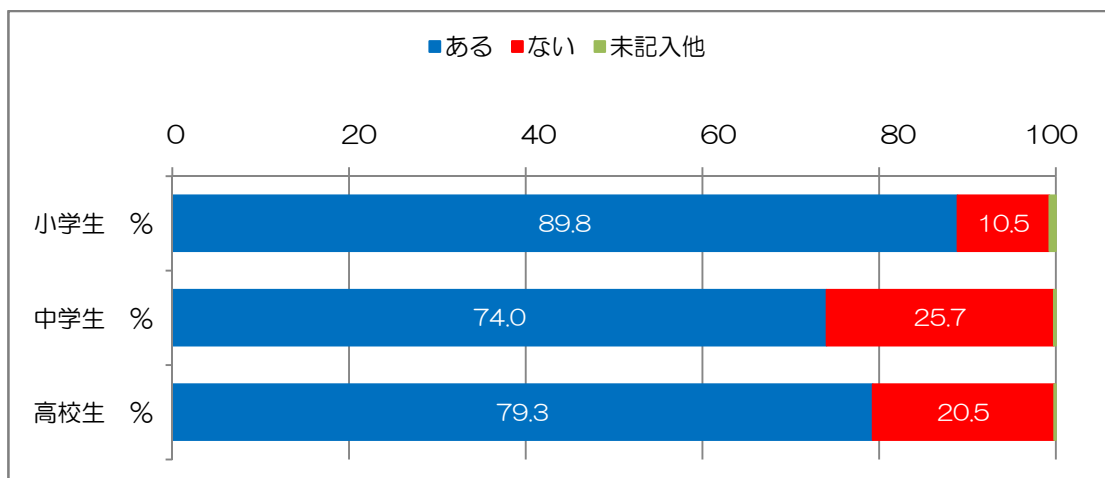
年代が上がる毎に「歯周病と診断されたことあり」の割合が増え、高校生では約2割いる。

④歯科受診の理由（複数回答）



小中学生では「歯が痛い時」が最も多く、約半数を占めるが、高校生では「歯科健診後」が最も多い。

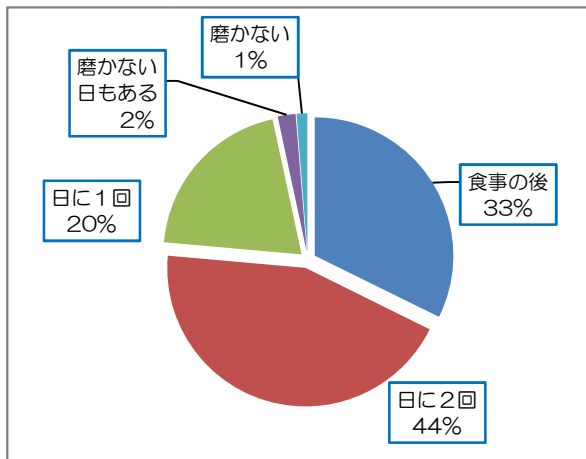
⑤かかりつけ歯科医院の有無



どの年代も7割以上が「かかりつけ歯科医院」をもっている。

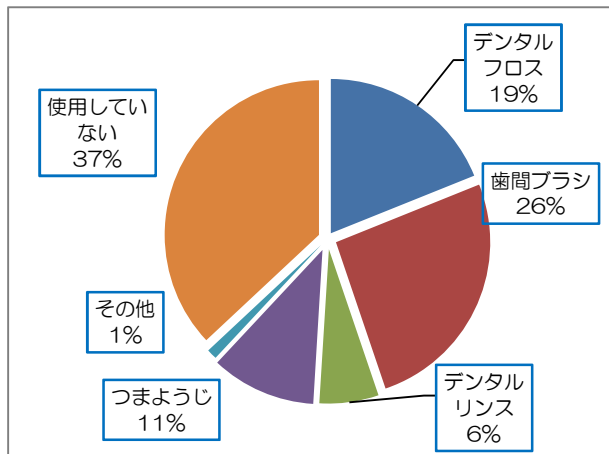
【市 民】

①歯みがき習慣



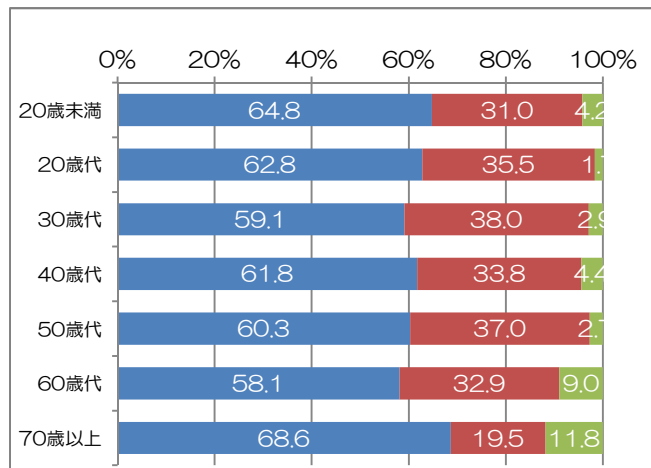
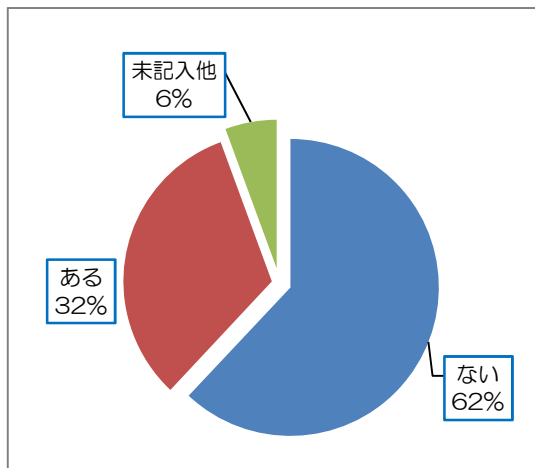
毎食後磨く割合は3割で、日に2回が最も多く、4割であった。

②歯間清掃用具の使用状況



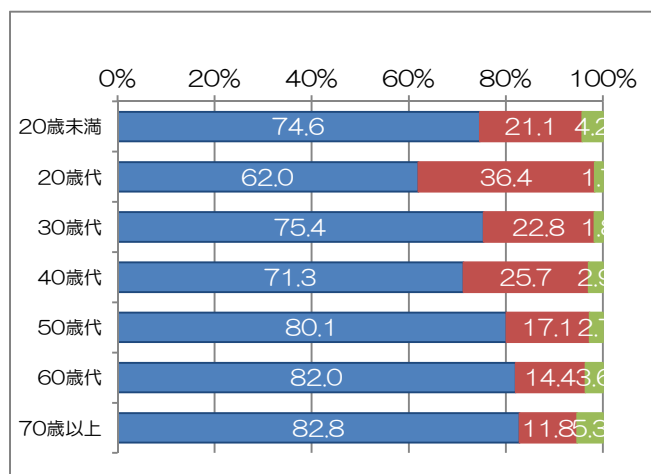
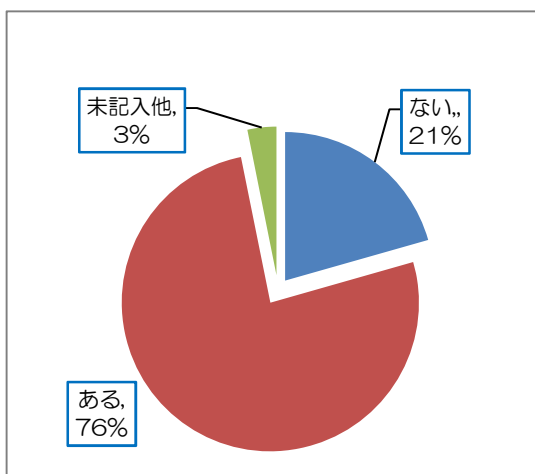
歯間ブラシの利用が最も多い。何も使用していない人は約4割いる。

③治療が必要な虫歯の有無



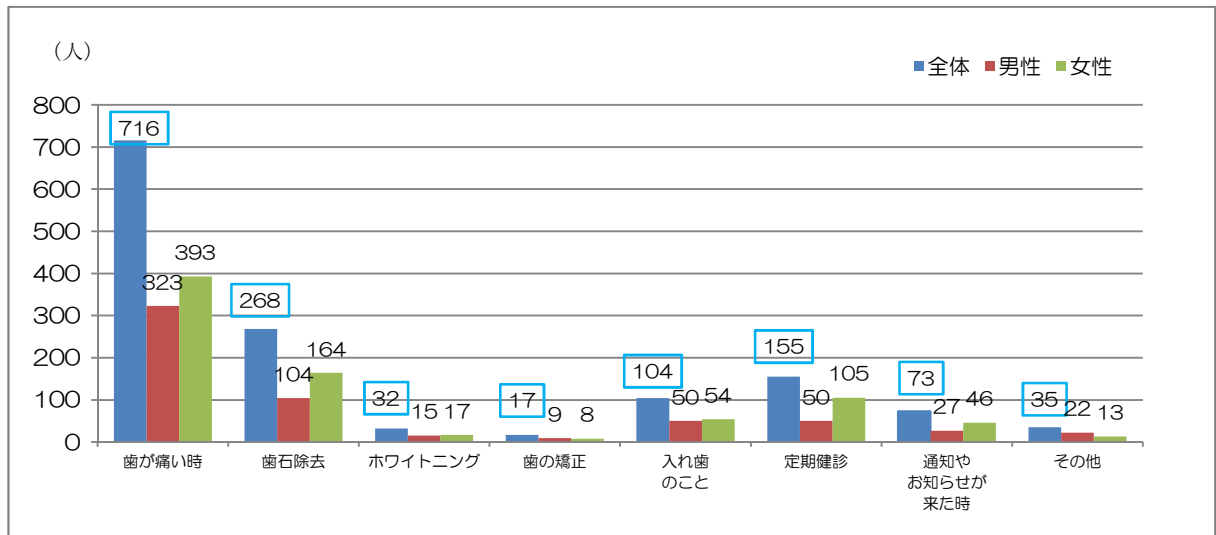
「治療が必要な虫歯あり」は3割で、男女差は見られなかった。年代別では30代が最も多い。

④かかりつけ歯科医院の有無



「かかりつけ歯科医院ある」は7割以上であった。

⑤ 歯科医院にかかる理由(複数回答)



男女とも「歯が痛い時」が最も多く、次いで「歯石除去」「定期健診」の順であった。

4. 那須烏山市健康づくり協議会構成員

平成 28 年 3 月現在

	所 属	氏 名	備 考
助言者	自治医科大学教授	中村 好一	
1	イスウル友の会会長	飯田 律子	
2	公募委員	高野 千恵子	
3	那須南歯科医師会代表	川俣 純子	
4	歯科衛生士代表（若林歯科医院）	大毛 智晴	
5	在宅歯科衛生士代表	大金 あゆ子	
6	企業の健康づくり代表	中村 恵之	
7	在宅助産師	浅川 まり子	
8	行政区長（烏山地区）	松本 武	
9	行政区長（南那須地区）	中山 条男	
10	食生活改善推進員協議会会長	石川 陽子	
11	在宅栄養士	宇井土 俊子	
12	民生児童委員（烏山地区副会長）	國井 ひろ子	
13	民生児童委員（南那須地区副会長）	橋本 フミ	
14	地域住民の代表（清水ヶ丘健康クラブ）	平野 久子	
15	スポーツ推進委員協議会会長	金枝 好光	
16	那須南農業協同組合	黒尾 由実	
17	那須烏山商工会 総務課	堀江 幸子	
18	社会福祉協議会（烏山支部）地域福祉係	山村 浩之	副委員長
19	小学校養護教諭（荒川小学校）	堀江 くみ子	
20	中学校養護教諭（烏山中学校）	田代 文恵	
21	栄養教諭（南那須中学校）	小林 陽子	
22	県北健康福祉センター	齋藤 美保子	
23	烏山健康福祉センター	高瀬 寛子	
24	市民課 熊田診療所所長兼医師	有我 直宏	委員長
25	市民課 国保医療担当	塩野 育雄	
26	こども課 母子保健担当	野崎 真理子	
27	生涯学習課 生涯学習担当	湯澤 美由紀	
28	生涯学習課 スポーツ振興担当	相ヶ瀬 仁志	
29	学校教育課 学校教育担当	柳田 啓之	
30	農政課 農政担当	菊池 義夫	
31	健康福祉課 高齢いきがい担当	大橋 弘代	
事務局	健康福祉課長	網野 榮	
	健康福祉課 健康増進担当	星 由美子	
	〃	塩野目 豊一	
	〃	海老原 朋子	
	〃	仲山 直美	
	〃	高野 麻美	
	〃	細島 明希	

5. 用語解説

50 音順

用 語	説 明
健康日本21	健康増進法に基づき策定された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」で、国民の健康の増進の推進に関する基本的な方向や国民の健康の増進の目標に関する事項等を定めたものです。2013年度から全面改正された「健康日本21（第2次）」が推進されています。
口腔機能	「食べる・話す」等、人が社会の中で健康な生活を営むための基本となる機能です。口腔機能が低下すると、食べられるものが制限されるため、栄養が偏り免疫力の低下から病気にかかりやすくなります。高齢者では寝たきりや認知症の引き金にもなります。
口腔のケア	歯を磨く、入れ歯の手入れをする等、口の中を清潔にすることを指します。口腔のケアは誤嚥性肺炎の予防、口腔疾患の予防、生活の質の向上を目的に行なわれます。
歯間部清掃用具	歯ブラシ等では取り除きにくい歯と歯の間の汚れを取り除くための補助的な清掃用具です。デンタルフロスや糸ようじ、歯間ブラシ等があります。
しせきじょきょ 歯石除去	歯石とは、プラーク（歯垢）と呼ばれる細菌の塊が石灰化したもので、歯ブラシでは取り除くことができません。歯石は表面が粗く新たなプラークが付着しやすく、歯周病を引き起こすことから除去することが必要です。
ししゅうびょう ししゅうしっかん 歯周病（歯周疾患）	歯周病は、歯の周りにある組織（歯周組織）のいずれか、あるいはすべてに起こるもので、歯周疾患とも呼ばれます。初期の歯肉炎から重度の歯周病までを含めた総称です。初期には自覚症状がないため気づかないうちに進行することが多く、症状がでた頃には状態が悪化し、歯が抜ける原因となることもあります。
ハチマルニイマル 8020運動 ロクマルニイヨン 6024運動	20本以上の自分の歯があれば、食べることに支障をきたすことがないと言われています。そのため、生涯自分の歯で食べる楽しみを味わえるようにと、平成元年に厚生省と日本歯科医師会が、80歳になっても20本の歯を保ちましょうと提唱し、8020運動が始まりました。同様に6024運動は、60歳で自分の歯を24本以上保とうという運動です。
フッ素塗布	フッ素（「フッ化物」ともいいます）は、むし歯菌を作る酸によって歯から失われたカルシウム等のミネラルを歯にとり戻す（再石灰化）とともに、歯の質を強くします。世界保健機関（WHO）や国際歯科連盟（FDI）、厚生労働省や日本口腔衛生学会等国内外の専門機関がその有効性、安全性を含め推奨しています。フッ素塗布は、歯科医師の判断により行ないます。 那須烏山市では、地元歯科医師の協力を得て実施しています。